

第九部 参議院商工委員会會議録第七号

昭和六十二年五月二十六日(火曜日)

午前十時三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 勲男君

理事 大木 浩君

下条進一郎君

福岡 知之君

市川 正一君

佐藤栄佐久君

杉元 恒雄君

中曾根弘文君

降矢 敬義君

松浦 孝治君

松尾 官平君

松岡満壽男君

守住 有信君

梶原 敬義君

小山 一平君

本岡 昭次君

田代富士男君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

田村 元君

通商産業大臣

内閣審議官

通商産業大臣官

房長 遠山 仁人君

通商産業大臣官

房長 棚橋 祐治君

房長 山本 幸助君

委員

通商産業大臣官 末木鳳太郎君

通商産業省通商 吉田 文毅君

政策局長 杉山 弘君

通商産業省産業 加藤 昭六君

政策局長 飯塚 幸三君

通商産業省立地 岡松壯三郎君

公害局長 小林 惇君

工業技術院長 藤野 慎吾君

資源エネルギー 塩谷 稔君

庁公益事業部長 中嶋 計廣君

中小企業庁計画 野村 静二君

部長 廣明君

運輸省港灣局長 富田 駿介君

郵政省通信政策 中平 幸典君

局長 横江 信義君

建設大臣官房審 圓藤 壽穂君

議官 小野 邦久君

大蔵大臣官房企 桑野扶美雄君

画官 田谷 廣明君

大蔵省理財局国 富田 駿介君

有財産第一課長 中平 幸典君

大蔵省銀行局銀 横江 信義君

行課長 圓藤 壽穂君

通商産業省機械 小野 邦久君

情報産業局電気 桑野扶美雄君

機器課長 田谷 廣明君

運輸省航空局飛 富田 駿介君

行場部長 中平 幸典君

空港課長 横江 信義君

郵政省通信政策 圓藤 壽穂君

局長 小野 邦久君

建設省建設経済 桑野扶美雄君

局建設課長 田谷 廣明君

事務局側

常任委員会専門 野村 静二君

説明員

大蔵大臣官房企 田谷 廣明君

画官 富田 駿介君

大蔵省理財局国 中平 幸典君

有財産第一課長 横江 信義君

大蔵省銀行局銀 圓藤 壽穂君

行課長 小野 邦久君

通商産業省機械 桑野扶美雄君

情報産業局電気 田谷 廣明君

機器課長 富田 駿介君

運輸省航空局飛 中平 幸典君

行場部長 横江 信義君

空港課長 圓藤 壽穂君

郵政省通信政策 小野 邦久君

局長 桑野扶美雄君

建設省建設経済 田谷 廣明君

局建設課長 富田 駿介君

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○水力発電施設周辺地域交付金の交付期間の延長に関する請願(第一三三三号)
○円高対策及び産業構造調整に関する請願(第二六〇七号外二〇件)
○水力発電施設周辺地域交付金の交付期間延長に関する請願(第三二二九号外三件)
○水力発電施設周辺地域交付金の交付の期間の延長に関する請願(第四九五七号)
○新日本製鉄株式会社釜石製鉄所の合理化問題に係る支援措置に関する請願(第四九五八号)
○製造物責任法制定に関する請願(第七三一九号外一件)
○継続調査要求に関する件
○委員派遣に関する件
○委員長(前田勲男君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○本岡昭次君 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法というのは、いわゆる民法法というところで、昨年の第百四国会で制定されたものであります。一年経過した今日、六十一年度この法律によって特定施設として承認されたものは何件ございますか。
○政府委員(杉山弘君) 昨年の五月にこの法律を施行させていただきまして、政府部内で、御案内のとおり法律に基づきます施設の整備をする場

合の指針というものの作成を進めておりまして、これが夏ごろまで時間を要しまして、その後その指針に基づき事業者主体からの整備計画の提出、承認、こういう運びになったわけでございますが、年度内に整備計画が提出され、承認されましたのは三件でございます。
○本岡昭次君 今御報告のありました三件であります。その特定施設の名称、またその事業規模及び関連事業の規模、またこの法律に基づく支援措置があります。そういったその支援措置の内容はどのようなものになっているのか、お教えいただきたいと思っております。
○政府委員(杉山弘君) 三件の内容でございますが、最初に、第一号として整備計画の承認をいたしましたのはかながわサイエンス・パークというものでございまして、これは研究開発型の企業、いわゆるベンチャービジネスの振興を目的としたしまして、インキュベータと申しますが、非常におわかりにくいと思っておりますが、研究開発型の企業が事業化を具体的にすすめるまでに研究施設等を十分使って事業化を進めていく、そういう事業化までの研究開発型企業の事業化への努力を支援するための施設でございますとか、研修施設といったようなものを中心としたしまして、神奈川県川崎市に施設を整備しようというものでございまして、事業主体は第三セクターでございます株式会社ケイエスピー、飛鳥建設といったところが一緒になってやるわけでございまして、総事業規模が約六百五十億円というふうに見積もられております。
それから、二番目に認定をいたしましたのは柏崎ソフトウェアパークと申しますが、情報処理センターでございます。これは新潟県の柏崎市に株式会社柏崎情報開発センターという第三セクターが十億円をかけまして、ソフトウェアの関連企業に対して支援、さらには各種の情報提供サービス等

を行うための情報センター、さらには研修施設等を整備しようというのを事業目的とするものでございます。

それから、三番目の認定になりましたのは幕張メッセでございます。これは、御案内と思えますが、千葉県の千葉市幕張地区に国際的な規模の展示場、会議場を整備しようというものでございまして、これも第三セクターでございます。株式会社日本コンベンションセンターというものが事業主体になりました。約四百四十億円をかけた施設整備をしようとするものでございます。

これらの特定施設の整備につきましての国の支援措置でございますけれども、一つは、ただいま御説明いたしましたような第三セクター事業主体に対する開銀からの出資の助成措置でございます。それから、開銀等からの融資というものもございまして、また民間からの資金調達をいたします場合には、それに対して信用保証の制度もございまして、債務保証でございます。さらには、施設がで上がりまして場合には、施設につきましては租税特別措置法によりまして特別償却制度が認められております。それから、昨年の秋の補正予算の過程におきましては、民法法に基づきます施設の整備につきまして、六十一年度と六十二年度に着工されたものにつきましては、土地造成費等を除きました建設費の五割について国からいわゆる民生活補助金が交付されるということになっておりますが、これが現在まででございます。助成措置の概要でございます。

○本岡昭次君 そうしますと、六十一年度、国からは具体的に五割の補助金が出るということなんです。例えば神奈川の場合は六百五十億円の五割というふうになるんですか。神奈川、柏崎、幕張、それぞれ出されました補助金の方の金額は今わかりませんか。

○政府委員(杉山弘君) 民法法に基づきます補助金につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、事業費の中から土地取得費とか土地造成費、そういったものを除きました事業規模に対して五割を三年間にわたって交付をするというものでございます。

実は、先ほど総事業費を申し上げましたが、この六百五十億の五割が国から交付されるわけではございません。土地取得費、造成費等を除きますし、また、三年分というところでございまして、実際にはまだ補助金の交付申請の運びになっておりませんので正確な額は確定をいたしかねますが、いずれにいたしましても、今申し上げましたようなことで算定された額が、実際に申請がございましたら交付されることになると思われます。

○本岡昭次君 そうすると、その五割の補助金というのには、六十一年度、六十二年度に着工したところに対してはそれを受ける権利が発生するわけで、それは三年間にわたってというのには、これから三年間にわたって一年ごとと、先ほどおっしゃったような計算にわたって出ていく。また初年度の分は、その三割に対してはともまだ出ていない、こういうふうには理解していいですか。

○政府委員(杉山弘君) 着工いたしましたから三年度にわたります。先ほど申し上げました土地取得費、造成費等を除きました事業費の五割ということでございます。

実際の交付ということになりますと、着工されてからその年度が経過をいたしました。年度内にどれだけの事業を実施したかということが確定をされました段階で、それに対して五割分の補助金の申請が行われて交付されるということになるんであるかと思えます。六十一年度に認定をいたしましたけれども、まだ実際に着工の運びになっておりませんので、その三件とも、まだ六十一年度内の事業というものについては今のところゼロということでございます。六十二年に具体的な補助金申請が行われるということになるんじゃないかと思えます。

○本岡昭次君 それで、六十一年度に申請されて承認されたいわゆる民活プロジェクトは、今御報告のあった三件であるということが確認できました。

そこで、この法律が制定され、この国会でその法律の内容を審議される段階で、通産省初め運輸省、建設省あるいは郵政省が、それぞれ六十二年度実施予定のプロジェクト、あるいはまた将来具体化するべきもの、また計画されているものというふうなことがいろいろ議論をされております。

それで、六十一年度実施予定のプロジェクトの数は、昨年のこの法律審議の段階でたしか通産省は七つのプロジェクトを挙げ、また運輸省は四つのプロジェクトを挙げ、建設省は七つのプロジェクトを挙げ、計十八のプロジェクトを六十一年度に実施できるのではないかと、そういうことを考えてみた段階で、今私の言いましたその数にまず間違いがあるのかないのか、そのところを御答弁願います。

○政府委員(杉山弘君) 通産省関係では、昨年の法律審議の段階では、六十一年度実施が見込まれる事業をいたしまして七件ということをお答え申し上げております。

○政府委員(藤野慎吉君) 運輸省の関係では、比較的早く事業化ができるものというところで四件という御説明をさせていただいております。

○政府委員(中嶋計廣君) 建設省といたしましては、同じ時点で、基盤整備サイドから六十一年度中に事業化できるであろうという見込みのプロジェクトが七つぐらいありますという御答弁をさせていただいております。

い。私が納得できるように御説明をいただきたいと考えます。

○政府委員(杉山弘君) 通産省は当初七件と御説明をいたしておりましたが、実際には三件の認定、承認に終わったわけでございます。これは個々の事業につきましてはまだそれぞれ個別的理由もあるわけでございますが、一般的に申し上げますと、まず民活事業と申しますのは、計画はございましてそれを実施するに至りません場合には、先ほど御説明いたしましたように、実施主体は第三セクターということになるわけでございます。

そういうことになりましたと、民間出資の問題がございまして、また地方公共団体の出資というふうなこともありまして、株主構成その他の面でのいろいろ事前の話合いというのがあるわけでございまして、そういった手続的な面でもかなり時間をとられるというところがあることは一般的な問題としてございまして、それ以外に、やはり昨年来の円高によりまして日本経済に対する打撃が御承知のように大きなものがございます。そういう中におきまして民活事業というものは、ある程度政府の助成はございますが、採算的にはこれだけでございまして、

経済状況がこれだけ厳しくなっておりますと、民間企業の出資問題につきましてなかなか当初予定していたとおりにすることはならないと、事業の採算性につきまして、地域経済が影響を受けることによりまして、当初想定したような採算が容易ではないというふうな問題等が出てまいりまして、事業計画についてさらに内容を詳しく再検討をする必要がある等々の事情があるように思われるわけでございますが、かなり法律施行後時間も経過をいたしましたので、その間各地域では、先ほど申し上げました補助金が年度内に着工されたものというふうなことで、早期着工が採算的な面でもかなり有利になるんじゃないか、こういうような思惑もあるようでございまして、むしろ今年度はかなりの数に上る整備計画の

と、ところが、今報告を受けましたように、実際にそれは三件しか承認されなかったという現実がございまして、十八分の三ということなんであります。それぞれ各省予定された事柄とこの現在の時点の状況ですね、どうしてこのような差異が生じたのか、その理由を詳しく御説明をいただきたい

認定申請が出されてくるのではないかと、そういうふうな期待をいたしているところでございます。
○政府委員(藤野慎吾君) 運輸省関係のプロジェクトにつきましては、ただいま通産省の方からお話がありましたようなことが全体的な状況だといふふうな理解を私たちがいたしております。

ただ、加えて地元港湾管理者ないしは関係の事業者等々のいろいろな事前の打ち合わせ、すり合わせという段階の中で、例えば権利者との調整問題でありますとかというようなことが、個々の事業の中では課題として残っているというふうなことがあったというふうな思っております。

今、私あつたというふうな、ちよつと過去形で申し上げましたゆえんは、ごくごく最近になりましてそういうふうな問題も明るい兆しが見えてきたというふうなこともございまして、ために、今年度に入りましてからは、そういうものが少し動き始まったというふうな言っている状況があるということをお報告させていただきたいことと、それからいま一つ、確かに民法法に基づきます事業そのものの、ないしはそれに基づきます諸手続というものが今日の段階で完結しておらないということは、事実として御報告をせざるを得ないわけではあります。関連いたしまして、例えば港湾の場合でございますと、周辺の埠頭の整備でありますとか、あるいはまた道路の整備でありますとかといったふうな周辺の公共事業といったふうなものは、そしてまたさらに用地の造成といったふうなことは逐次進められていくということもここで御披露をさせていただきますと、全体の動きの御理解を賜りたいと存じます。

○政府委員(中嶋計廣君) 建設省といたしましては、昨年度七つのプロジェクトというものを申し上げたわけでございますが、そのうち民法法による指定都市開発地区に指定をされておりますのは、幕張地区一カ所でございます。

ただ、残りのプロジェクトにつきましても、特定都市開発地区の指定は受けてはございませんけれども、基礎整備のサイドから、土地区画整理事

業等によりまして事業化を進めるといふことで、既に七つのうち六カ所、これは幕張を含めて六カ所でございますが、これにつきましては何らかの形で事業に着手をいたしております。残る一カ所につきましても、土地区画整理事業を施行したいというところで、現在地元の関係者の間で調整、検討中でございます。これらのプロジェクトにつきましても、特定施設の構想などが固まりまして、特定都市開発地区、この指定は都道府県知事が行うわけでございますけれども、順次この指定が行われるのではなからうかと思われま。その際には、建設省といたしまして、その指定をされました内容に沿いまして積極的に事業化に取り組んでまいりたいと思っております。

○本岡昭次君 現況はそれぞれお話しいただきました。

それで、六十一年度、六十二年度ということになります。今年度は、それでは残りのプロジェクト、それぞれ承認という手続を経られていくという見通し、各省市、郵政省も含めてですが、今年度では実際承認を受けられていくという見通しはどのような状況にありますか。

○政府委員(杉山弘君) 通産省の分につきましてはお答えを申し上げます。

六十二年度に整備計画の認定申請が行われるものではないかというふうな私どもも期待しております。通産省関係のプロジェクトは、現時点では約十四件程度と思われま。内容的には、第一号施設でございますが、これが九件、それから第三号施設が、これは情報処理センターでございますが三件、それから第五号施設、これは展示場でございますが、これにつきましても二件、合計十四件というふうな考えております。

○政府委員(藤野慎吾君) 運輸省の関係で申し上げますと、昨年来繰り越すといひますか、おくれぎみに今年度になっておるわけでございますが、全体で五つのプロジェクトが今年度中に着手できるといふふうに見えておるわけで、そのうち六号施設

設の関係が四つ、五号の関係が一つ、こういうこととして今鋭意その具体化に努力をしておるといふことでございます。

○説明員(桑野扶美雄君) 郵政省所管の特定施設には二種類ございますけれども、電気通信研究開発促進施設につきましては、関西文化学術研究都市の中核施設といたしまして国際電気通信基礎技術研究所が去る三月に土地を取得いたしました。今後建物の建設に着手するという具体的な日程になっております。そのほか、札幌のテクノパークなど幾つかのプロジェクトがたたいま構想、計画中でございます。

それからまた、電気通信高度化基盤施設という範疇のものにつきましては、川崎市の新百合丘情報センター、山口テレコムプラザなど、およそ十ぐらいのプロジェクトが現在構想、計画中でございます。

○政府委員(中嶋計廣君) 建設省といたしましては、ただいま通産省、運輸省あるいは郵政省からお話ございました特定施設、この構想の固まっております段階で、それとあわせて基盤整備を一体的に行うというところを特定都市開発地区に指定をするというふうな運びになりますので、各省と相談をしながら指定を進めてまいりたいというふうな考えております。

○本岡昭次君 今郵政省の方は、地名とか、あるいは大体内容も添えながら報告がありました。しかし、通産省、運輸省の方は、何件ということでありました。これを一つ一つ具体的に説明を聞くというのは大変だと思つておるのですが、もう少し中身をわかりやすくするために、代表的なものを、特徴的なものを、こゝにはこういうものが具体化するであろうというふうにお話しただけでとりたいと思つておるのです。

○政府委員(杉山弘君) 大変失礼をいたしました。十四件に上りますので、その一つ一つについてはと思つて省略させていただきますが、代表的な例、こういうお話でございますので、二御紹介申し上げたいと思つております。

第一号施設、先ほどのかながわサイエンス・パーク類似の研究支援施設ということになるわけでございますが、これでは例えば筑波学園都市地区に筑波研究支援センターという構想がございまして、また北海道の恵庭地区でも、恵庭ハイコンプレックスシティというふうな研究支援施設整備の構想等がございまして、こういうものを含めまして九件ございます。これはどちらかといひますと、中には大阪の千里のような構想もございまして、例えばそのほかでは富山、久留米、大分、先ほどの北海道といったところで、主として地方のものが多うございます。

それから第三号施設、情報処理センターでは、これもすべて地方でございますが、山形県の庄内、岡山、広島といったところで計画されております。

それから展示場につきましては、大きなものといひました。横浜で今開発中のみならず、21国際交流ゾーンというものの中で、国際展示場、会議場の施設整備が行われることになっております。それを含めまして二件でございます。

○政府委員(藤野慎吾君) 運輸省港湾関係のプロジェクトの具体例を御披露申し上げます。

まず、六号施設の関係では、東京港の竹芝地区、これはもとと御案内かと思つておりますが、伊豆方面との旅客のターミナルでございますが、これを再開発して新しい業務用施設、新しい旅客ターミナルをつくらうというところで、現在第三セクターの設立の準備の大詰めにきておるといふ状況でございます。それから、同様な六号施設の関係では、これは昨年度で御披露申し上げていなかったもので、新島直江津で旅客ターミナルを新たにつくらうというところでございます。これにつきましては、もとと第三セクターが現地にございまして、この活用という格好で進めたいと思つております。それから北海道の釧路港では、これは御案内のような水産基地でございますが、そういった水産資源とか親水機能を活用したシンボル

ゾーンを再開発という形でやろうとしておりますし、それから愛媛県八幡浜でも同様な港湾業務用施設の整備をやろうといたしております。

先ほど通産省の方からお話のありましたゆゆるの横浜のMM21計画につきましては、国際会議場の現在、現在用地の造成がもう相当に進んでおるのが現場の状況でございますが、これも第三セクターの設立が大詰めのところへきておるといふような状況でございます。

御報告申し上げます。
○本岡昭次君 概況はほぼわかりました。通産省、郵政省、運輸省、建設省、それぞれ共管の仕事として、この民法法によるプロジェクトが進められておるのであります。

そこで、この法律を制定する段階で、それぞれ各省庁が展望を打ち出されております。昨年の会議録によりまして、それを集約してみました。

プロジェクトの数でずっと見ますと、通産省が六十、郵政省が二十、運輸省が三十、建設省が十一、合計しますとこれ百二十一プロジェクトになります。その中で、具体化という点については見通しがついているというふうな角度での数が通産省が二十八、郵政省が九、運輸省が二十、計五十七と。六十一年度を実施されるであろうというふうな予定したものが十八、こういうことで、百二十一という大変な数に上っております。

法律が制定されて一年たった今日、実際スタートしてみたら三件であったと。ことしはかなり具体化するといふ今御報告があったので期待をしたのであります。しかし現在、それでは昨年この委員会の法律審議のときに各省庁が述べられたこの民法法によるプロジェクトの具体化というもののについて、その後変更があるのかないのか。大体去年のこの委員会でも出されたもので現時点進んでいるのか、その点、各省庁ごとに御報告いただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) まず通産省関係につきまして御説明申し上げますが、今御指摘のございましたように、当時は通産省関係全体で約六十件と

いうようなお答えをされているようでございますが、現時点で今後の程度のものが具体化してくるのかということと判断をしてみますと、現時点で比較的検討が進んでいると、こう思われますのが約四十件ぐらいでございます。六十件が四十件程度に縮小をしてくているようでございます。

この背景につきましては、先ほど御説明いたしましたような経済状況の変化等に対応しまして、特に事業の採算性等の問題についてかなり問題が生じてきておりました。事業の内容について再検討を迫られているというものが多く出てくる結果なのではないかというふうな推測をしております。

○政府委員(藤野慎吾君) 昨年の段階で三十ぐらあと、こういう見通しを立てておりました。その後、若干の出入りがあるというのが正直なところでございますが、四十五か五十か、そういう見当で、今私たちの周辺で議論をしたりいたしております。いろいろ経済情勢の変化等もこれありいたします。そのころは御理解賜りたいと思っております。

○政府委員(中嶋計廣君) 建設省につきましては、昨年の時点で把握いたしておりましたものが大体十一ぐらあと、こう申し上げたかと思っておりますが、現在この十一に加えて、まだ構想は流動的ではございますけれども、約十カ所ぐらあとが検討中ということと、追加されるかと思われれます。

なお、昨年、六十一年度中に事業化される見込みであるというのを七つぐらあと、こう申し上げたわけでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、六カ所が既に何らかの形で事業に着手し、一カ所は近々着手したいということで調査検討中、こういうことでございます。

○説明員(桑野扶美雄君) 郵政省所管の現状につきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、昨年の御審議の過程で具体的に御答弁申し上げましたプロジェクトのフォローをいたしてまいりますと、私の方で具体的に名前を挙げましたのが三つございまして、一つは国際電気通信基礎

技術研究所、ATRでございましてけれども、これは先ほど御説明申し上げましたように、昨年三月既に設置されまして、研究施設は本年の三月設置予定の関西化学術研究都市の中に土地を取得して、具体的に進めていくということでございます。

二つ目に、呉のテクノパークというのを挙げておりましたけれども、これはもう先生御承知の造船不況の影響によりまして、六十一年度内の着工は見通しが立っておりません。六十三年以降に着工の時期を繰り延べるということになるというふうな聞いております。

それから三つ目に、大宮の情報文化センターという名前を挙げておりましたが、これは六十一年の七月、ことしの七月に完成の予定でございますけれども、いわゆるビルの性格がインテリジェントビル、オフィスの賃貸ビルという色彩が強まりまして、業務施設部分を持たないということで整備計画の認定の要件を満たさなくなったということでございます。

○本岡昭次君 概況は大體つかめました。そこで、既に承認されたということの中で幕張メッセのプロジェクト問題を若干伺っておきます。

この幕張メッセは、土地を無償で県が提供をして進められたプロジェクトなんです。建設費は約四百億円と聞いております。そしてその四分の三の三百億円を県が負担をしたというふうなこともこの資料で見ているんですが、土地の提供なりあるいは建設費の負担、あるいはまた会社を設立していく場合の官と民の比率、こうしたものを簡単に御報告いただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) 御質問にございました幕張メッセでございますが、これにつきましては、事業規模は先ほどお答えを申し上げましたが、先生四百億と仰せられました。今私どもが把握しております段階では四百四十億円というところで少しふえているようでございます。そのうち約三百四十億円を県が負担をいたしまして、残り百億円は事業主体でございます株式会社日本コンベン

ションセンターが負担をするということになっております。事業内容は、国際的な展示場でございますが、これは延べ床面積にいたしまして約十三万平米、うち展示面積が約六万平米ということになっております。建設スケジュールは、先ほど御答弁いたしましたように、整備計画が認定をされまして、六十一年度から実際の建設工事が始まりまして、六十四年度上期には開設予定という計画になっておるわけでございます。

第三セクター、日本コンベンションセンターにつきましては、これ資本金が十六億円でございますが、この十六億円のうち公的なセクターが七七・五%を負担をいたしまして、残りの四二・五%を民間が出資という格好で負担をするということになっております。

以上でございます。
○本岡昭次君 そこでお伺いをしたのでありますけれども、民法法というものの理念というんですか、考え方というものは、さまざまな社会資本を充実整備をさせていく、これは本来公共事業として国や地方自治体の責任でやるべきことである、しかし行政改革というふうな立場、あるいはまた地方自治体等の財政が非常に厳しい昨今の中で、その自治体、公的なもの力だけでは、本来やらなければならないことであるがやれない、そこで民間の資金を導入して活用して、さらにその経営の問題についても民間的手法を取り入れて、そして大いに社会資本の充実、整備を図っていくうじやないか、そして地域経済の活性化なり、また内需の拡大なりをやっていくこと、こういうことではないかと、私は平易に受け取っております。

とすれば、最も単純な問題といたしまして、民間の資金を導入して、地方自治体の財政力が非常に厳しいのでという場合は、今のよう幕張メッセに見られるように、県が四百四十億のうち約三百四十億を出して、百億を民間が出すというこの場合、どうもそうした考え方が合致しない

と申うんでありますが、それが逆であれば、本来四百四十億の建設費を要する仕事を県が百億しか出せない、そこで三百四十億の民間の資金をという場合は、文字どおり民間の力をかりてということになるんですが、これならば、県が独自で百億どっから借りてきてやってもやれないものじやないというふうに見るんです。こういうやり方が果たして民活法に基づくプロジェクトなのかどうかというのを正直非常に疑問を持ちます。

これからさまざまなプロジェクトが組まれるわけですが、この募張メッセのように、地方自治体がほとんどの金を出し、土地を提供して、そして民間の皆さんが出てきてそれを運営し経営する。採算性のないものはやらないわけでありまして、採算性が乗った形でやる。そうすると、利益が上がります。利益は当然経営をやった民間の皆さんがと、こういう形になったときに、果たして法律の趣旨なり理念に沿うものなのかどうかということ、私はこの募張メッセの問題を一つ取り上げてみても非常に疑念を持つわけでありまして、この問題の解明をひとつやっていただきたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 今の先生の御批判、ごもっともであるかと思えます。理想的な形から申しますと、民活と言う以上、あくまで民間が主体であつて、公的なセクターの助成というものはそれに対する補充にとどまるべきものであるということについては、私もそのように理解をするものでございますが、ただ、募張メッセの件につきましては、若干特殊な事情がございます。

一つは、千葉県が策定をいたしております県政発展計画の中核的、起爆的な事業がこの募張メッセということになっております。そういう意味におきましては、県といたしましては、この施設の整備が行われることによる他の県政発展計画への大きな効果というものについて、ぜひともこれを先行的にやり遂げなければいけないという気持ちで非常に強かったということが一つでございます。

それから、各種の施設の中ではかなり国際的な規模のものをつきましては、特に中心になります。大ホールにつきましては、これの採算性の問題というのが大きき課題になったようでございます。

稼働が常時というふうにはあるとはいかない可能性もあるというふうな事になってきますと採算的に問題がありまして、なかなか理想的な形での典型的な民活スタイルによつては実行することが難しい。こういうような理由から、県としてもできる限りこれに対して支援をするということ、先ほど御説明いたしましたように、事業費の四百四十億のうち、民間は百億で、残りは県が負担をするということもなつておりますし、第三セクターの出資割合につきましても、県を含めた公的セクターの出資割合が多くなつたということでございます。

いづれにいたしましても、この募張メッセの場合は、今申し上げました特殊の事情があるケースでございます。私どもとしては、これが典型的な民活の実施形態というふうには考えておりません。むしろ、異例なものに属するといふふうに理解をしております。

○本岡昭次君 異例なものだけに問題があるんじゃないかと私は指摘をしております。そして、今県が支援をするとおっしゃいましたけれど、県が支援するんじゃないかと、これは民間が支援するから民活だと思ふんですが、支援する側の方が金が多いというふうなことは、何か概念的に支援するとは私は言えないんじゃないかと思ふんです。だから、この特殊なもの、異例なものといふところで私は将来に非常に大きな問題を残すのではないかと思ひます。

それはこれからの問題でありますから、一応私は忠告をしておきたいんでありますが、ただ、こういう形態で発足する株式会社、それでは、県がこれだけたくさんのお金を出し、土地を提供し、そしてその株式会社も五七・六を公的なものが出して、それでは、一体運営していく株式会社の役員構成の比率なりあるいは社長とか言われる経営

のトップなりというのは、県に關係された、県の公的な立場に立つ方が多く占めておられるのか、あるいはほとんど民間の方が占めておられるのか、それはどういふことになつておられるんですか。

○政府委員(杉山弘君) 役員につきましては、計十八名の役員がございまして、そのうち十四名が民間の方でございます。残り四名がいわゆる公的セクターの出身の方ということになつております。

○本岡昭次君 ちよつと表現がまずいかもしれませんが、県が土地も提供し、金も出し、しかしその経営は民間の方がしつかりやられるんだというの、それは特殊とか異例とか言われても、どうも募張メッセは民活法になじまないものじやないかという私は気がして仕方がないんです。承認してしまつたものは仕方がないにしても。

それで、大臣にちよつとお伺ひしたいんですが、臨調の第三次答申において「行政改革の理念」といふところで、対応の基本的方向の第一は、「民間に対する指導・規制・保護に重点を置いていた行政から、民間の活力を基本とし、その方向付け・調整・補充に重点を置く行政への移行」といふふうに、どういふんですか、こういう民活の問題について書かれてあるんですね。このことと今の募張の問題は直接結びつきにくいと思ふんですが、しかし、これから進められる民活のこのプロジェクトの事業の大半がこのようにならないといふふうに今おっしゃいました。しかし、こういう異例とか特別といふのは、異例特別の形がたくさん出ればそれが一般化する危険がございます。ここま

で公的負担をやつていくこの募張メッセのような事業は、これは民活とは言えないといふふうに私は思ひます。

それで、常識的に民活と言ふ限りは、民間の資金の占める割合が少なくとも五割以上を占めていふといふふうなものでなければ民活法に基づくプロジェクトとして認めないといふふうな方向を打ち出していかなければ、結局、地方自治体を支援するといふことじやなくて、地方自治体が全部提

供して、そして民間の経営者がそこにできた事業を運営するといふふうなことに全体としてなつてしまふのではないかと、こう思ふんであります。そういうやり方はどうしても私は納得ができません。

それならば、例えば私の兵庫県の神戸市なんといふものは、いわゆる別に事業体をつくつて、そして神戸市株式会社なんて嫌みを言われているようでありまして、結局、そこで市がみずからの責任において事業をやつて、基金をためてまた新しいものをつくり、また基金をためて新しいものをつくつて発展させていっておりますが、これだけの金を出せるんなら、私は民活法の適用なんてやる必要はない。結局、財界なり大企業をもうけさせるだけのためになつちやうんじゃないかという気がしてならないんであります。民活を認定するための公的負担と民的負担の割合、こうしたものについてやつぱり一定の基準といふものを設けておかなければ、一たん特別を認めれば、これはこれから特別でなくなるわけでありまして、最初は特別であつても、このところをひとつ大臣にはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 一般論としての御趣旨からいへばおっしゃるとおりだと思います。ただ、本件に關しましては、非常に特殊な例といふことで報告を受けておりますが、まさに特殊な例でございます。これからは民活を進めていきます上におきましては、当然今おっしゃつたような趣旨で進んでいくものといふふうに思ひます。

○本岡昭次君 そうしますと、百二十からあるこのプロジェクトが、これからずつと順次承認を受けていくような運びになつていくんであります。そのときに、今局長がおっしゃる通りに、文字どおりこの募張メッセは、今まで県が県内の総合開発といふものを出したものに乘つたといふ、全く異例中の異例であるといふふうな形でもって進められると、そのほかはこのような形のものは一切出てこないといふふうに考えてよろしい

か。
○政府委員(杉山弘君) 民活事業につきまして、先ほど御答弁申し上げましたように、理想的なケースといたしましては、あくまでも民間主体で行われるということでございます。公的な援助というのは限界があるということでございますが、先ほど来の御答弁の中で申し上げましたように、最近の地方の実情を考慮してみますと、現在の公的な助成の形で本当に事業が進むのかという御批判も一方ではございます。

そういう中で民活事業を進めていくためには、国の助成を含めて現在までの助成でいいのかどうかということについても、私も検討しているところでございますが、今御指摘のありましたようなことにつきましては、大臣からも御答弁申し上げましたように、これは原則となつてはならない、むしろ例外であるべきだということでございます。私どももそういう国の助成の拡充問題等を考えていきます場合にも、今お話のありましたような点については十分留意をいたしまして、今後は基本的にそういう方向で指導もいたしていきたいというふうに考えます。

○本岡昭次君 昨年の会議録でも、その当時の答弁をされた通産省の局長は、おおむね官の方の負担は二、三割程度であろうというふうなことを述べられておられるので、官の負担割合は、しかし、それぞれのプロジェクトによって差異はありますが、という前提でありながら、そういうことからすれば、私は、これは本来認めるべきでなかったと、こう思います。しかし、せっかく法律ができて、先ほど十八も予定しながら三つしかなかったと。もしここでゼロだったら、それはそこにあなただ方座つておられへんと思うのでありますが、たまたま三つでもあったからということで、恐らく何とか初年度に一つでも二つでもつくれと、随分苦勞されたのじゃないか。その苦勞のあげけがこういう形で出てきたと、私は苦肉の策というふうな気がしてならないわけでありまして、国で設定した法律に合わせるために、地域のプロジェクト

のしりをたたいで、中央官庁のメンツを立てるためだけにやはり地方を追いまくつては、私はいかぬと思うのであります。だから、そういうことを十分ここで苦言を呈しておきたいと思つてます。それで、建設省に伺いますが、建設省の代表的なプロジェクトとして、去年の会議録の中に神戸のハーバランドセンターというものを挙げておられるわけでありまして、そこでは、プロジェクトの内容と、官民の負担割合はファイブ・ファイブ・ファイブというふうに進むのではないかと、そういうようなことを答弁されておりましたが、プロジェクトの進行が、今問題にしたいわゆる負担割合、それはその後どういふふうになつていきつつあります。

○政府委員(中嶋廣君) 神戸ハーバランド地区につきましては、新都市拠点整備事業によりまして、神戸の新しい都市拠点として現在都市基盤の整備を進めているところでございます。具体的には住宅・都市整備公団によりまして区画整理事業でございますとか、あるいは神戸市によりまして街路の建設事業などが進められているところでございます。

この基盤整備がほぼでき上つてまいりますと、この神戸ハーバランドセンターに、これは中核の地区になるわけでございますが、中核の施設といたしまして高度情報センターあるいは産業振興センター、そのほかに商業とか業務の各種の施設、こういふものを設ける予定になつてございます。

このうち、高度情報センターにつきましては、これは第三セクターが建設をしまして管理をするという方向で進められているというふうな聞いております。また産業振興センターにつきましては、これは神戸市が建設をしまして管理をしていく。その他の商業、業務施設につきましては、それぞれ民間の事業主体が建設をしまして管理をしていく、こういう方向で現在検討中だというふうな聞いております。

つきまして今年度、事業コンペ方式によりまして、コンペで皆さんからアイデアを募集しましていいものを募りまして、土地を分譲いたしましたり建築をしてもらう、こういう方式を考えておりました。現在このコンペのやり方と申しますか、コンペのための準備が進められている、こういう状況のようでございます。このコンペが終わりまして、施設についての構想が固まっておりますと、恐らく来年度あたりから建築工事に着手していくということになるのではなからうか、このような進捗状況のようでございます。

なお、民法法によりましてこの特定都市開発地区の指定というのはまだなされてないわけでございますが、この指定につきましては、特定施設の構想がまとまつてまいりまして、特定施設の内容というのが具体化してまいりますと、その段階で特定都市開発地区の指定も行われる。これは果知事が指定をするわけでございますけれども、そういう運びになつていくのではなからうかと思われまして、そういう指定が行われるということになりますれば、建設省としても積極的にまた協力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから費用の負担についてでございますが、たしか昨年の委員会におきましては、大体の感じとしてファイブ・ファイブ・ファイブというふうな感じが思われまして、そういうような御答弁を申し上げているかと存じますが、現在のところまだそういうことで特定施設の内容等につきましても内容が固まつておりませんので、具体的にどういふ割合になるか、国と地方公共団体と、そして民間とがどういふ負担割合になるかということ、はつきりした見通しは申し上げかねるわけでございます。しかし、大体昨年と同じような感じでございます。現在のところはまだおおよそのことではございますが、そんな感じでございます。

に障害となりような問題の解決方法を示して、この事業を進めやすくするための調査をしたというふうな聞いていますが、その調査の結果、どういふふうな結論を通産省は得られたのか、御報告いただけたいと思つてます。

○政府委員(杉山弘君) 昨年、通産省が委託いたしました基本調査につきましては、今御指摘のございましたように、特定施設について、施設整備に当たりましての共通的な課題の発掘と、これに対する解決策の調査検討ということをやつたわけでございます。

これにつきましては、調査結果として幾つかの指摘がございまして、例えばということと申し上げてみますと、事業を進める場合の官民の役割分担という点を明確にしておく必要があるのではないかと、これも指摘をされております。特に地方で行われます民活事業の場合は、その施設の稼働率の面で見まして極めて厳しい面が予想をされるということから、運営上より一層の努力が必要でありますとともに、むしろ国レベルないしは自治体レベルでの積極的な支援、応援というような体制も必要ではないかというふうなことが、この調査のまとめの段階で指摘をされている問題点の例示でございます。

○本岡昭次君 そのまとめを資料としていただければ、後ほどひとついただいたと思つてますが、よろしいですか。

○政府委員(杉山弘君) 後ほどお手元にお届けさせていただきます。

○本岡昭次君 五月十八日の日経新聞に、今私たちが審議しているこの民法法にかかわる特集のよきな記事が出ておりました、私は非常に興味深く読みました。そこに、きょうもおいでいただいておりますが、内閣官房特命事項担当室長である遠山仁人さんの記事が出ておりました。その記事も非常に御示唆に富んだものでございまして、きょうは来ていただいでいただいております。その新聞記事はこういうことが書いてございま

した。

民活を推進する立場からみると、既存の政策が民活になじまないため、スタートに多少の時間がかかっている。縦割り行政の弊害もあるだろうが、

というふうな書き出しになるわけでありませんが、民活が、私が先ほど指摘しましたように六十一年度で十八度であるというものが、何とか駆け込みみたいな形で三つだけ入り込んだという状態で、スタートは非常に悪かったのであります。そこで遠山さんは、

政府の呼び水だけで済むかといえば、実際には採算を考えると長期的な財政負担が必要なケースが結構多い。経済合理主義だけでは地方のプロジェクトは難しいようだから、国土政策的な視点から国の長期助成を考慮する必要もあるとおっしゃってられます。そして、

これまでは「走りながら考える」という感じで、ともかく民活政策のメニューを整備してきたが、このあたりで、経済政策や国土政策など政策全体のなかで民活の位置付けをしっかりと決め、民活とは何かを問い直す時期に来ているというふうにおっしゃってられるわけでありませう。

ここで民活とは何か、しっかりと問い直さなきゃいかぬというふうにおっしゃっているわけでありまして、こうした全体の文章を通して、「民活の位置付け」あるいはまた「問い直す時期に来ている」と、こうおっしゃるんであれば、一体どういうふうなお考えをお持ちなのかわかるのか、ちょっとお話をいただければありがたいと思います。

○政府委員(遠山仁人君) 私のお話をごにございまして、今のようなお話というふうには伝えられていますが、ちょっと言葉足らずの点もございまして、誤解を受ける面もあったのではないかと思います。

これまで私どもとしましては、ただいま御審議いただいている民活法以外にも、いろいろ民活施策を各省と御相談をしながら進めていただいている

るわけにございませうけれども、民活あるいは民間活力の導入と言われます施策は、このほかにもいろいろな面で行われているわけにございまして、そういう施策が順次整備されてきているという状況にございませう。そういう状況にございませうで、制度ができたからといって、すぐにそれがフルに動き出すということとはなかなか難しい面もあるんじゃないか。先ほど来いろいろお話がございましたけれども、その制度が適用される段階では、実際にやってみますといういろいろな問題、手続上のこと等がございませうし、それから経済情勢も当初の予定とは変わってきていると、こういう状況にございまして、そういう中で進めていかなければならない、こういう状況だと思っております。

現在、内需拡大が非常に緊急の課題にございまして、そのために民活という面もあるわけにございませうが、こういった民活プロジェクトは、やはり内需拡大ももちろんにございませうけれども、技術革新あるいは国際化、そういった時代のニーズに応じた形で長期的に整備を図っていかなければいけない。さらに国土利用とか国土整備とか、そういう観点も含めて整備をしていかなければいけないというにございませうので、そういう面で効果的な対策を息長く続けていく必要があるんじゃないか、こういうふうな趣旨にございませう。

いろいろ私も難しい点もございまして、民間側からの意見も聴取するために、民間活力活用推進懇話会というのを開きまして、各省にも出席をいただきたしまして御相談しておりますけれども、そういう点でもそういう御意見が多いようにございませう。そういう点につきましては今後とも努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

○本岡昭次君 ここで、大臣のおられる場では言にくいこともあるかと思いますが、この程度で終わっておきます。また個人的にお伺いをさせていただきます。

それで、先般の新聞によりますと、近日中に予定される緊急経済対策の一環として、今言いまし

たように、プロジェクトの方は、予定なり計画があつても進めるのになかなか難しい問題が出てきたということで、沈滞しておる民活プロジェクトを浮揚させるために、これまで補助率5%であったのを一気に三〇%まで引き上げてみたらどうか、そうすれば一気にこれが浮上していくんじゃないかというふうな考えがあるやに聞いたんですが、これの真偽のほどはいかがでありますか。

○政府委員(杉山弘君) 御指摘のような報道が一部の新聞になされたことを私も承知をいたしておりますが、私も現在考えておりますことは、その新聞報道とはちよつと違つておりますので、御説明をさせていただきます。

御承知のように、現在の5%の民活補助金は、六十一年度及び六十二年度着工のものというふうな交付対象を限定しております。この趣旨は、できるだけ内需拡大対策のために前倒しをして民活を実施していただく、それが地域の活性化にも役立つ、こういう観点から設けたものでございませう。ただ、その後の状況を見ておりましたら、特に先ほど来の御答弁の中で申し上げておりますように、地方におきます民活事業の採算性については相当問題が出てきているのではないかと。そういった点で、そういう点にメスを入れないと、全体としての民活、特に地方の民活は進まない。

それで、これは私も地方の活性化という観点から申しますと、民活事業も地方活性化のための一つの手段ではございませうが、先ほど先生、官活というふうなこともおっしゃいました。地方公共団体が一〇〇%本来負担してやるような計画でも地域の活性化に役立つようなプロジェクトがあるわけにございませうが、こういったものも、地方公共団体の財政事情からなかなか思うように任せないという状況にございませう。こういったものについて政府が若干助成を加えるということが引き金になって進むようならば、地域活性化という観点から少し政府の関与のあり方、助成の仕方というものを考え直してはどうか、こういう発想にございまして、その一環として民活事業

に対する助成のあり方も考え直してみることがありはしないか。

それについて省内で一案を取りまとめまして、現在財政当局と交渉中ではございませうが、地域経済の意向はなかなかとうございませうが、地域経済の活性化という観点から、民活のみならず地域活性化のプロジェクトにつきまして、政府として何らかの助成策というものを何とかこの際考えられないか。そういう方向で今折衝をしておりますところでございます。二十九日までにはできるだけ成案を得たいということで、懸命に努力しております。

○本岡昭次君 今、いいお話を聞かせていただいたのでありますが、大臣もこれからひとつ頑張っていただかなければならぬことだろうと思っております。

第一、中小企業の不況に対する対策とか、産業構造転換円滑化臨時措置法とか、今日の急激な円高の中で大変な事態に立ち至っている輸出型産業を中心とするいろいろな中小企業問題なり、あるいは構造的な不況の中で大変な事態になっている鉄鋼とか石炭とか、あいつつたようなものに対する手だて、通産省としていろいろと政策を次々と打ち出されているんですが、それは今局長もおっしゃったように、それを受けて立つ地域が、やっぱり積極的にその地域経済の活性化というものに乗り出していかなければいかぬわけで、でなければ二階から目録のような形になって、法律はたくさんできたけれども、下の方ではさっぱりそれは動かぬということになるのではないかと懸念もあります。

そういう意味で、今おっしゃいましたように、民活プロジェクトに対する補助金の助成を、5%を一〇%、二〇%に拡大するというのも当然のことであるけれども、役員も立ちましようし、また今までたくさん打ち出された法律の中における、まさに地域経済の活性化のために通産省が積極的に打ち出して、今までの法律の趣旨の中で動き出している第三セクターの問題なり、あるいはまた雇用を創

ります。したがって、こうした民間の団体との関係というものを十分留意してやっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、今回の二つの施設の追加がなされたわけでありますが、趣旨説明の分だけでではなく、この追加された施設の中身がわからないわけでありまして、いまま少しわかりやすく、追加したものはこういうものなんだということをご示しただけでありませんか。

○政府委員(杉山弘君) 今回追加されます二つの施設でございますが、これは提案理由の中でも大臣から御説明を申し上げましたように、一つは最近の国際化、情報化に対応いたしました都市機能、港湾機能の整備を図るための大規模な都市再開発に關しましてその中核となる施設でございます。もう一つは、この追加された施設につきましては、郵政省が所管をされますいわゆるテレポートというふうなものを、さらには通産省の關係では内外の経済情報を集積し、処理し、提供し、また地域の機能管理を行うための中核的な情報センターといったもの、さらにはこれと一体的に整備される、最近の言葉で申しますとインテリジェントビルという各種の情報機能を備えたビルということになるわけでございます。

それから二番目は、外国企業が我が国市場に進出をいたします場合の足がかりとなるような機能を有する施設でございます。実際の事業活動が本格化したまままでの日本におきます活動の足場になるような短期的な事務所賃貸スペースといったようなもの。さらには、それだけではなくて、翻訳とか文書作成機能のような附帯的なサービスもあわせて提供できるような施設というふうにご示しているわけでございます。

こういったことにつきましては極めて抽象的のわかりにくい、こういうようなお話でございます。通産省の關係の今回追加をいたしました二つのプロジェクトにつきまして、具体的にどういような構想があるかということをお紹介申し上げますと、まず七号施設として追加をいたした

ます情報中核センター、中核となります都市再開発の場合の中核情報センターということといたしましては、例えば東京湾の臨海部の開発構想の中で、豊洲埠頭の再開発構想等が新聞等で御紹介されておりますのは御存じかと思いますが、そういったところとか、さらには川崎、それから大阪では二方所、大阪南港とそれから関西新空港の対岸の前島地区というふうなところで計画をされていくようにございますが、こういった都市の国際化、情報化に対応した再開発の中核になるような施設を今回民活の対象施設として追加をしたい。

それから、八号施設の外国企業の対日進出の足がかりになるような施設でございますが、これにつきましましては、先ほどの幕張メッセで問題になりました幕張地区にこういった施設を建設しようという構想がございますし、それから、横浜のみならずいろいろな計画の中でも、同種の施設を建設しようという計画ができてきております。このほかにも、仙台地区でも、国際ビジネスゾーンというふうなことで、同種施設の建設が構想されているようにございますので、こういった計画を頭に置きまして今回追加をさせていただいたという次第でございます。

○説明員(桑野扶雄君) 郵政省の所管いたしました分野は、七号の口の施設、テレポートでございます。これは今通産省から御説明がございまして、これは今通産省から御説明がございまして、具体的な整備する施設とは何かということになりますと、通信衛星を利用いたしまして国内あるいは外国との間で高度な電気通信を行うために、一つは衛星通信地球局あるいはその他の長距離の伝送施設をつくる。二つは、電気通信の中核センターをつくる。三つ目には、テレビジョン会議施設等の共同利用施設をつくる。このような中身でございます。ただいま具体的には、東京、横浜、大阪などにおきましてテレポート計画が進められているところであります。

○政府委員(中嶋計君) 今回追加されました施設のうち、建設省が所管いたしておりますのは、

七号ハの施設、いわゆるインテリジェントビルでございます。このインテリジェントビルと申しますのは、どういうことから必要になるかということから申しますと、情報化あるいは国際化社会に対応いたしまして、これからのビルというものは、ほかのビルと即時に大量の情報交換をすることができるよう施設を持つ必要がある。あるいはまた、みずから得られた情報を大量に蓄積をいたしまして、これを高速で処理をするといったような機能が必要になるということで、ビルの中に情報通信設備を網の目のごとく張りめぐらし、またそういうビルをつくりまして、これの一方は共同で利用いたします大型のコンピュータにつなぐ、そしてもう一方端末の方にはテレビ会議用のテレビでございますかあるいはコンピュータの端末機器でございますか、そういったものを設置をするということによりまして、他の国際都市あるいは国内他の都市、そういったところと大量に、即時に情報の交換をし、得られました情報を処理をしていく、こういう機能を期待するわけでございます。

それからもう一つは、ビルがだんだん大型化してまいりますと、冷暖房を初め、各種の機器につきましてきめ細かい管理を行ってまいります。この館内に、ビルの中につくられておきます通信情報網を有効に使用して、これとセンサーを組み合わせることにによりまして中央で制御をし、自動的に制御をし、監視をしていく、こういう機能もできるということが必要になってくるわけでございます。

そこで、これらの需要に対応できるような設備を持ちましたビルをインテリジェントビルと呼んでいくわけでございますが、こういったものの中には、先ほど通産省あるいは郵政省からお話のございました東京臨海部とあるいは十三号埋立地などに予定をされておりますマルチメディアセンター、これは通産省の關係の施設でございます。それからテレポート、これは郵政省の關係の施設

でございますが、こういう施設と一体的に建築をされまして一体的のある建物、これをインテリジェントビルということに追加させていただきます。次第でございます。

○政府委員(藤野慎吾君) ただいま通産省、郵政省の方から御説明のありました七号施設、八号施設が、港湾地帯で事業として展開されます場合に、港湾管理者が特定港湾開発地区の指定をするなど、開発整備の方針、指針を定めて、そしてそれらの事業を進めていく、こういうこととしております。

直接的には、港湾地帯で展開されるプロジェクトと申しますのは、先ほどもお話がありました。東京では十三号地、そして大阪では南港、そして横浜ではいわゆるMM21地区と、こういったものがございまして、関係省庁と一緒にやらしていただく、かように考えておるわけでございます。

○本岡昭次君 最後に大臣にお伺いをいたしました。この民活法の問題についての質問を終わりたいと思うのですが、大臣も所信の中で、日本の経済を内需主導型経済に変えていかなきゃいかぬ、重大な決意を持ってやるんだということ、最後の結びのところにも述べておられます。文字どおり今、これは通産省に与えられた最大の課題ではないかと私も思います。

そこで、こういう民活プロジェクト関連投資も含めると十兆円を超すであろう、そして数にして百とか百二十とかという、ある意味では大変な規模のものであります。この民活プロジェクトの問題と、いわゆる日本の経済を内需主導型経済へ構造転換をしていくというこの整合性を持たしていかなければ、何かでんばらばらの状態であつてはならぬ、こう思うんですね。

いたしたいと思います、産業構造に注目した場合、中長期的に見て、内需主導型経済の柱として期待されているものは、技術革新の展開による産業のニューフロンティアの開拓とサービス産業の発展である。

技術革新分野の将来の市場規模については、産業構造審議会報告における試算がある。これによると、二〇〇〇年時点における市場規模（一九八〇年価格）は、新素材とその応用分野で五七・九兆円、マイクロエレクトロニクスとその応用分野で一六三・二兆円、バイオテクノロジー応用分野で六・六兆円となり、合計約二三〇兆円に達するとされ、その結果、これらの分野で約一七万人の雇用増が生じると試算されている。

また、サービス経済化の将来展望についても、経済審議会経済構造調整特別部会による試算がある。これによると、名目GNPに占める物財生産部門の構成比は、一九八五年の四一・四％から二〇〇〇年には三六・七％へと低下するのに対し、知識・サービス生産部門の構成比は、二六・四％から三一・五％へと上昇する。同様に、就業構造についても、物財生産部門は一九八五年から二〇〇〇年にかけて約二〇〇万人の就業者減が生ずるのに対し、知識・サービス産業部門では約六八〇万人の就業者増が生ずると予測されている。

というふうな、こういうことがあって、要するにこれからの産業構造を内需型に転換していくための柱として、ここに技術革新分野やサービス産業のこうした問題を積極的に推進していく。ある意味では雇用安定、そして今日の貿易摩擦を解消していく中長期的な展望というものの一つの資料として、こういうものが出されておるのであります。この大きな民生活プロジェクトを支援していく民生活法の進むところ、やっぱりこうしたものと一致させて、地域の産業の活性化と雇用の創出というもので、これから西暦二〇〇〇年になるとヨーロッパ型の失業一〇％時代がくるんではないかとい

うふうなことを想定されるときに、やはりこうした大型プロジェクト、そして産業基盤を変えていくということの中で、それが雇用の創出につながっていくという問題と焦点を合わせながらやっていかなければならないんじゃないかというのを思うんです。

だから、私は、この民生活プロジェクトを賛成する立場は、そうしたことの整合性があるということに期待をするのであって、民生活プロジェクトに一部の金もうけばかりもくろむ人が群がって、それを食いちぎるといふふうな形にされてはならぬという思いがあり、一方やっぱりこういう形のところに進んでいってほしいという気があるわけなんです、大臣のひとつ将来に対する決意も伺わせておいていただきたいと思うのであります。

○政府委員(杉山弘君) ちよつと大臣からの御答弁の前に、私から御説明をさせていただきますと思ひます。

今、先生おっしゃいますような方向で将来の産業構造転換を考えていかなきゃならぬ。確かにそのとおりでございます、そのためには、各種の施策がそれと表裏一体になるようにならなきゃいかぬ、これもまさに御指摘のとおりでございます。

先ほど来いろいろ御説明をしております民生活法の対象施設につきましても、例えばかながわサイエンス・パークの例で申し上げましたように、研究開発型企業の育成のための施設、これはやっぱり新しい産業分野を開いていくための施設関連というふうな考えでもよろしいかと思ひます。

それから、国際的な展示場、会議場、さらには今回追加をいたしますマルチメディアセンター、テレポート、それにインテリジェントビルというようなものも、やはりこれからの情報化、サービス化の時代に必要になってくるような基盤的な施設であろうかと思ひます。

こういった施設につきまして、民間の活力を利用して整備をいたしますとともに、それ以外の一

般的な社会資本等につきましては、従来のように国、地方公共団体等の公的なセクターが拡充するというところで需要全体も内需型に変えていきませんと、産業サイドだけの変更だけでは思うに任せないわけでございます。

そういう意味では、私ども、先生がおっしゃるような方向で今までも考えてきているつもりでございますし、これからもそういう方向でこういった法律の運用をしていくことを考えたいと思ひわけでございます。

○国務大臣(田村元君) 先ほどの御意見まさにそのとおりでございます、私から特につけ加えることもないわけでありませうけれども、先ほど読み上げられました、言うなれば未来型産業といひますか、新素材にしても、バイオあるいはハイテクの社会にしても、これは一つには内需を拡大するという意味において重要な中長期的な柱になりましよう。一つには、これから構造調整、構造転換というものが進む場合に、雇用問題あるいは空洞化問題ということが起こるであろう。それに対応するということの意味においても非常に重要な問題でありましよう。

でございますから、このような観点から見た、今の読み上げられた問題に加うるに、従来の公的なものといへば、政府や地方公共団体がほとんどやり切ってきたわけでありませうけれども、これからこれに民間の活力、つまり資金にしろあるいは技術にしろ、ノーハウにしろ、そういうものをどんどん注入して、しかもそれを全国津々浦々に広げていく、つまり官と民の技術や知識やノウハウというものを全国に広げていって、その地域の活性化に資する、そういうことでございませうから、まさにおっしゃったとおり、十分の整合性をとらなきゃならぬ問題だし、また必然的にとれていく問題でもあらうかと思ひます。まさにおっしゃるとおりということで、私のお答えにしたいと思ひます。

○本岡昭次君 若干時間がありますので、残った時間でちよつと中小企業問題について質問をさし

ていたしたいと思います。その前に、各省庁の方、ありがとうございます。まず初めに、大臣に基本的な問題について伺いをしておきます。

六十一年度の中小企業白書が出されました。六十一年度の中小企業白書を見ますと、今私と大臣との間で意見を交わしました我が国の産業構造の転換問題と中小企業のありように重点が置かれた分析報告というものがかなり出されております。当然だと思ひます。

そこで、日本の産業構造の転換期を迎えておるのでありますが、日本の産業構造を見たときに、二重構造とも言われておりますが、やっぱり中小企業がその存立的な基盤をなしているということ、これは間違いない事実であります。産業構造の転換期の中で、中小企業を一体どう見ているのかということは極めて大事だと思ひます。歴史に見て、中小企業白書にも書いてあります、産業構造の転換過程で不可避的に起る雇用の問題ですね、雇用のミスマッチ等々、そうしたものを吸収していく役割、大企業が放出した失業者を今度中小企業、下請が引き取るというふうな、そういうふうなことの役割も今日まで多く果たしてきていると思ひます。

現在もそうしたことが行われているというふうな思ひますのでありますけれども、一体今日の大きな産業構造の転換期の中で、それでは一体中小企業というものを歴史的にどう位置づけ、またそれをどういうふうにしてこれから政府は政策的に導いていこうとされているのか、そのところ、まず通産大臣の所見として伺ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 全世界どこでもそうでございます、いま申し上げたけれども、特に我が国の場合、中小企業というものは常に日本経済、日本産業の核になってまいります。例えば製造部門一つを例にとりましても、事業所数の約九九％は中小企業なんです。それから従業員でも七二％は中小企業な

んです。売り上げも五一％は中小企業。俗に大企業とよく言いますけれども、中小企業の方がその意味においては大企業より力を持っておると言ってもいいし、しかも同じ業種業態についても非常に多種多様である。でございますから、私はやはり日本の独特の産業形態でもあろうかと思えますけれども、中小企業、これはもちろん流通部門その他いろいろを含めてのことでございますけれども、これを常に育成していくというよりむしろ強化していく、基盤強化をしていくということが日本経済の健全な発展の礎である、このように思っております。

私は、通産大臣になりました最初の記者会見で申しましたのは、あるいは御承知かもしれませんが、通産大臣というのは中小企業大臣である面が非常に大きい、それだけに中小企業というものを四六時中念頭に置いて仕事にしたい、こういうことを申し上げたわけでございますが、もう数字からいっても、今製造部門だけちょっと御披露しましたけれども、極めて明白なことでございませぬ。私は、今後いよいよ中小企業の基盤強化をしたい。

ただ問題は、だからといって、それが構造転換というものを否定するものであつてはならない。構造転換というものをうまくリードし、そしてまた中小企業自体もそれに対して意欲的に対応するということによつていわゆる経営基盤が安定していくものと、このように考えております。

○本岡昭次君 おっしゃるとおり、中小企業が産業構造の大きな転換の中で、ひとり蚊帳の外で、逃げるわけにはいかぬわけであります。だから苦しんでおるんでありますが、その中で一つの形として出てくるのが、親企業が海外生産を増加させていくという形になるときに、下請の取引関係が非常に大きな影響を現に受けるのであります。中小企業庁の調査によつても、海外生産を行っている親企業及び近々開始する予定の親企業のうち、四分の一の企業が国内での生産量を減少せざるを得ぬということになり、またそういう減少の見込み

を現に訴えております。ということは結局現在の、今大臣もおっしゃつた中小企業の総量九九％と、働いている者も九〇％と。しかし、その中小企業は独自の仕事をやるんじやなくて、その三分の二が大体下請関係に依存しているという状態でありませぬから、親企業が海外へ進出していくというところは、とりもなおさず下請関係がそこで切れる。海外へ行つて、部品だけは日本から取り寄せようというのをやりよると、またECでもつてそのことが問題になつて、部品も、本来下請がつくつておつたものも、海外のそれぞれの国のもので調達せよというふうなことが起こるといふふうなことで、これはもう好むと好まざるにかかわらず、中小企業の下請関係のあるところが、一体これどうしたらいいのかという事態にこれから立ち至つてくるわけであります。

受注量の減少、そして受注条件の変更等々が出てくるんですが、こういうことについて、これは何も中小企業そのものの経営のやり方がまずいとか、あるいは運営の方法がまずかつたとかいふこととじゃなくて、文字どおり経済の国際化というふうなところから、分業的なところから起こつてくる構造的变化でありまして、こういうものについてやっぱり中小企業庁、そして通産省がある種の助成、指導、こういうふうなものをつかりやつてやらなければいかぬのじやないかと思つて、いかががでしょうか。

○政府委員(小林博君) 先生御指摘のとおり、これから親企業の海外生産あるいは部品調達を海外から求めるという動きは活発化するといふふうには我々も見ております。

試みに、親企業あるいは下請中小企業に対するアンケート調査を最近やつてみたわけでございませぬ。それは白書にも載つておるわけでございませぬけれども、親企業の下請企業に対する発注量自身が出ておられます。下請企業の側から見ますと、既に受注が減少しつとあるといふふうな答えが、昨年の七月には全体の四分の一程度でありました

けれども、昨年の暮れには、受注量の減少を訴えておる企業が下請中小企業の三分の一といふふうな増加してきておる状況でございます。

こういう事態に対してどう対処するかということでございますけれども、一つには内需型に製品を転換をしていくことによつて生きていくということでございますが、そのほかに、下請中小企業そのものの構造改善というものを進めていくための融資をこの六月あたりから始めようということ、今準備をしております。これは金利水準その他、まだ決まつておらない点が多々ございませぬけれども、融資規模総額で五百億円といふふうなことでございませぬ。それからそのほかに、単に金融でつないでいくだけでは足りないものから、技術の關係の力をつけようということ、今までもいろいろな各種の補助制度やっておりますけれども、今回、特に下請企業に関連して大型の補助金を日本全土に補助をしようということ、その準備を進めております。

それから、これは下請企業が多い特定地域等に対しては、別に技術開発のための、本年度のみで全体で三十億程度に上る技術關係の委託費を支出するといふようなことをやっております。その他、種々下請企業が生きていくための手だてについては、通産省としては応援をしていきたいといふふうな考えております。

○本岡昭次君 今おっしゃる通りに、構造改善をしていくにしても、この厳しい経済状況を生き抜いていくにしても、まず必要になるのは資金であります。通産省の側からいへば融資といふことになつてくるんですね。一体資金をどのようにして確保するかという問題であります。

今も、これからのいろいろと資金の手だてを融資あるいは補助といふことでやつていきたいということでありませぬが、しかし現に塗炭の苦しみの中であえていふこの中小企業、零細企業の皆さんからした場合に、金を借りる場合のいわゆる融資の条件、これが本当に厳しくて、幾ら制度をつくり、融資の枠をつくつても借りられな

い。もう既に今まで借りるものは借り尽くした上での、すがりつくような思いでの融資を頼みに行くものでありますから、担保力は、信用度は、と言われても、そこで皆挫折をしようんであります。だから、やはり融資の枠を広げるとか、新しいものをつくるかといふことと同時に、そういう中小企業が本当に立ち直つていくための、あるいはまた事業転換を具体的にやつていくための条件を緩和するということ、本当に真剣にやつてやらなければいかぬのではないかと思つておるね。

例えば、高い金利の中で、高い昔の金利の返済にきゆうきゆうとしておることを、低利の今日の金利に切りかえてやるための何か方法を考へてやるとか、通常の銀行に持ち込んでおなかなかやうやり切つていないわけなんですね、さまざま厳しい枠があつて、あるいはまた、信用保証制度というものがあつても、担保力の問題点の中で、目の前に資金の枠があつても担保力というものによつて借りられないといふふうな実態の苦しみがあるわけですね。だから、やはり通産省として、中小企業に対するこの融資制度の問題をいまま少しきめ細かく、そして本当にこの資金を必要としているそういう中小企業、零細企業の皆さんが資金を借りられるように、現在あるさまざまな条件を緩和していくということについて、もつと力を注いでいただきたい。時間がありませんから、細かいことは申し上げることはできないのであります。一括して申し上げればそういうことなんでありませぬ。

通産大臣が、わしは中小企業大臣のつもりでやるんだとおっしゃつていただいて、非常にありがたいのであります。しかしながら、本当の各地域の中で頑張つておる中小企業の皆さんの一番切実な声は何かと言へば、私が今言つたようなことではないかと思つておりますが、最後に、そのことについての通産省中小企業庁のひととお考え、今後一層のそうした改善についての努力、そうした表明をいただいて、私の質問は終わりたいと、

こう思います。
○政府委員(小林博君) 先生から御指摘がありまして、金融ということが一番中小企業対策のための中心的課題ということでございますけれども、特に最近の金利動向等を勘案いたしましたら、この五月一日から、いわゆる円高の融資あるいは特定地域の融資については、それぞれかなり大幅に引き下げをいたしました。それから、ちなみに円高の特貸しにつきましては四・四五％ということにいたしました。それから特定地域につきましては三・五、そこまではない中小企業者については四・五ということでございます。

ただ、地方を回つてみますと、現実にもっと安い金利で、転がして民間の金融機関でも貸しておられるというような声ももちろん我々よく聞いておりますので、そういう事態を踏んまえて、今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、特に不況業種元利返済資金緊急融資制度というものを昨年六月に設けておりまして、これは赤字のために元利の返済が滞りそうであるという方のために、その一年分の元利をまとめて後年度にリスケジュールといいますが、そういう格好でやるものでございまして、中小企業金融公庫等の店頭では、これを俗にリリーフ融資というように言っておりますけれども、こういうような制度につきましても、これからの事態というところで、もっと活発に利用されるように制度改善について工夫をしてみたいというふうに考えております。

○国務大臣(田村元君) 実は私は、中小企業庁長官の岩崎君初め、こういう部長連中にもいつも申し上げておきますことは、中小企業対策の基本は資金繰りだということをおっしゃって、それに対して、役人ですからいろいろと議論といいますが、弁明というか、自説を展開しますけれども、君たち中央官庁電ケ関で機に向かつておっしゃるはわからぬと、現場の中小企業、特に零細企業は資金繰りそのものが

一番の悩みなんだと、だから、融資に最大限の焦点を当てると、こう言つて実は指導いたしております。

岩崎君初め、最近非常にそのことに気を使つてくれまして、いろいろとやってくれておりますが、今、特貸しいわゆる特貸というやつを利率を引き下げたといつて報告してありますが、先般も最初は大蔵省にあえなく撃退されてしまつたね、それで私に助けてくれと言つたら、河内山宗俊じやないが、聞き直つて、それでどうやら格好がついたといつてございまして、繰り返し申し上げますけれども、中小企業というよりむしろ零細企業対策の妙諦は資金繰りにありと、これが基本だと私はそのように思つております。

○本岡昭次君 ありがとうございます。これで終わります。
○委員(前田勲男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
午後一時五十分休憩

午後一時四十分開会

○委員(前田勲男君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○田代富士男君 民活法に入る前に、きょうの午前中九時五十分ごろ、東京の大井火力発電所で火災事故が発生いたしました。とりあえず、この火災事故が発生して現在まだ未掌握の点もあるかと思ひますが、概略ちよつと御説明いただけませんか。

○政府委員(岡松三郎君) ただいまお尋ねのけさの事故でございますが、東京電力大井火力発電所の二号炉、実は三基ある発電所でございますが、その二号機に附属しておりますタンクでの火

災事故でございます。これは、大きなメインタンクからそれぞれのボイラーに向かつて小さなサーパーピスタックというのがあるのでございますが、そのサーパーピスタック付近で火災が発生したということでございます。時刻は、九時七分ごろ発生いたしました。九時五十分にはほぼ鎮火をいたしております。

やつておりましたのは、実はこの二号炉定期点検中でございます。動いていなかったものでございますが、その二号ボイラーの燃料ポンプの取りかえ工事が終わりましたので、耐圧試験を行う必要があるということで、窒素ガスをポンプへ窒素を入れました。ところが、窒素ガスをチェックするわけでございますが、その窒素ガスポンプを運搬作業中に火災事故が発生したということでございます。火気のないところでございますので、なぜこのような事故が起こつたかということにつきましても、現在、原因究明中でございます。まだはつきりいたしておりません。

この事故によりまして、大変お気の毒なことでございますが、三名の死亡者と負傷者が出た模様でございます。負傷者の数はちよつとはつきりいたしておりませんが、死亡者が三人出たというふうに承知いたしております。大変お気の毒でございます。亡くなられた方々には哀悼の意を表したと存じております。

通産省といたしましては、直ちに原因究明のため、担当官を通産局及び本庁の方から現場に派遣をいたしております。現在原因究明中でございますが、原因の究明を行いました上で、必要に応じ所要の対策をとつてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○田代富士男君 ただいま、現在までに把握されました状況の報告でございますが、私も現場へ行つたわけではございませんが、私の知り得る範囲内で調べてみました。三名死亡されている。当初は二名でありましたけれども、一名ふえて三名となつておられる。一名が重傷である。

今、四月三日から六月三十日までが定期点検の最後であった。これが一般の日であるならばおさらいのこと——一般の日もあつてはならないことでございますが、なおかつそういう事故を起こさなため定期点検をやつておられる中に、こういう事故がサーパーピスタックからボイラーまでの間の十六ミリの配管の点検を、漏れい箇所があるかないかということの作業をやつておられる中に起きた事故であつた。特に問題は、定期点検の最中にこういう事故が起きたということ、これは大変なことじゃないかと思ひます。

また、これはテレビでもちよつと放映していただきましたけれども、周囲の人たちの意見を聞いておりました。このA重油二号機のタンクが、直径六メートル、高さ八メートルぐらゐのタンクらしいんですが、まず最初に下から盛り上がつて火が上がつたんだと、そして一瞬のうちにタンクが崩壊したというふうな、見た人なんかのそういう話を総合して、定期点検をやつておられる最中にそれだけのことが一瞬にして起こるような事故がどうして起きたのか。

現在、通産当局としてもおわかりにならないけれども、問題は定期点検中にこういうことが起きたということ、これは看過できないことじゃないかと思ひますが、田村通産大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(田村元君) まずもつて二十代、三十代のまことに若い命を散らしたということは、何とも言いようのない気の毒なことでございまして、謹んで哀悼の意を表します。

なお、今のお話でございますが、先ほど部長が申しましたように、目下通産省から人間を派遣いたしました原因究明を行つております。この原因究明はどういうことになるか、皆目しつかり内容がわかりませんけれども、恐らく原因究明はある程度の時間に進むと思ひますので、それを把握してその上で適切な措置をとりたい、このように考えており、まだその原因についての詳細が一切入つておりませんので、とりあえずこれを待ちたい

い、このように思っております。
○田代富士男君 この大井火力発電所の事故の問題につきましては、また次の委員会とか何かの折にこれはたださなくてはならない問題点ではないかと思っておりますから、この程度に保留をしておきたいと思っております。

そこで、民活法案の質問に入りますけれども、昨今の我が国を取り巻く内外の厳しい環境の中で、経済社会の基盤充実に資するように民間事業者の能力というものを活用していくことが重要であることは言うまでもありません。しかしこの民法制定以来引き続き環境は変化しつつありますし、民間活力の導入というものは思うように進展をしておりません。これは通産当局もそのような受けとめ方をされておると私は思っておりますけれども。

そこでこの民活のプロジェクトがなかなか進展しない理由というのは何か。それはさまざまな理由がありますが、その中の一つとして、国がプロジェクト推進の主導権を握って民間に渡さないという、そういう声があるのも事実でございます。そういう意味から、これは経団連の民活委員長であります河合良一さんがこういうことを言われているんですね。

内需拡大には民間活力を活用することが必要だが、関係省庁や政治家の一部は民間から集めた資金で公共事業を進めることが民活だと誤解している。民活とは、民間の能力をフルに生かして民間が主導権を握って国や地方自治体のやってきた事業を肩代わりすることだ。事業は採算の合う魅力のあるものでなければならず、民間企業がみすみす損失を被ると分かっている事業を引き受けられれば、経営者は責任を問われる。と言っている。このような考え方に對しまして、民活導入に對する政府の基本的な考え方を確認しておきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) 法律施行後一年程度経過をしておりますが、その間につきましてまだこの法律によりまして特定施設の整備についての計画を

認定いたしましたのは三件ということで、当初の期待に反しておりますことは先生御指摘のとおりでございます。

その理由について考えてみますと、いろいろございまして、一つには、やはり事業の採算性についての懸念ということがあるのは事実でございます。特に最近のような経済状態のもとでは、そういう点についての事業参加者の懸念、不安というものが強くなってきたというところもそのとおりであろうと思っております。今おっしゃいましたように、やはり民間が主導権を持つて民活事業をやったという場合には、何にも増して採算性の点について魅力あるものではないと思っておりますが、ただこの法律に基づきます施設につきましては、民間の力だけで採算をとっていただくというようにはまいらない面もございまして、そういう点につきましては、政府といたしましては金融、税制上の助成措置もできるだけ講じておるところでございます。

また昨年の秋には、特に民活事業の前倒しの観点から補助金の創設等もいたしましたわけでございますが、果たしてそれで十分かどうかという点についてまた御批判のあるところもございまして、こういった点については地域の活性化の観点から民活事業に對する助成策のあり方ということも、私も今省内で検討しているところでございます。まして、やはり民活事業がこれから進んでいきましたためには採算性の面について魅力あるものではないけれども、またそのために政府としてしかるべく対応すべき点には対応しなければいけない、こういうふうな考え方をしております。

○田代富士男君 また、河合さんはこういうことを言っているらしいんですね。魅力ある事業がなかなかみつからない。やるべき事業はあるのだが、様々な制限で魅力的になつていない。今もお答えがありましたとおり、採算の合う魅力的なものではなくちやならないというんですが、こう言っているんですね。

どうしても民活を生かしたければ関係省庁は事業をドレスタップすべきである。建設の基準を大幅に緩和することも必要だし、免税債の発行や利子補給の形で民間資金を引き出しやすいような誘い水を与えることも前向きに考えなければならぬ。

今もお答えいただきましたけれども、なおこの問題につきましては政府の考え方がでしようか。
○政府委員(杉山弘君) 事業の採算性の点につきまして、民間の参加される方々が魅力を感じられるようなものにするための河合さんがおっしゃっております呼び水の的な政府の助成策の必要性については、私どももそのとおりでございます。現在もなお現状でいいのかどうかについて検討を続けているというところを申し上げたところでございまして、それと並びまして、やはり民間の方が民活事業を進められる場合には、規制緩和という点についても政府として心しなければならぬ重要な点であると思っております。この点につきましては、最近まで行われております数々の総合経済対策の中でも、政府として規制緩和の点については特に取り上げてきてやっております。特に民活プロジェクトと関連の深いものとして、都市開発、都市開発、新市街地の開発に關します土地利用規制、特に容積率の制限を緩和する等々の問題でございまして、こういった点については既に一部スタートもいたしております。

規制緩和につきましても、これからは民活事業を一層盛んにするために、具体的な民間の御要望に應じて、政府として規制緩和についてもできるだけ対応をしいかなければいけない、かように考えております。

○田代富士男君 昨今の急激な円高で、特に地方が今までに続々と名を上げてまいりました。この民活プロジェクトの多くが打撃を受けてまいりました。この事態は御承知のとおりだ

と思っておりますが、何とか採算が期待できそうな大都市圏のプロジェクトならともかくも、景気が予想以上に冷え込んだ地方都市では、地元企業が投資を誘うのは当然のことじゃないかと思っております。そういう意味から、円高の影響を乗り切り、民活を推進するための策というものは、これは非常に難しい面もあるかと思っておりますが、どうすべきか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) この法律によりまして特定施設の整備を中心とした民活事業につきましては、当初から大都市周辺の施設整備につきまして採算性の点で比較的楽観できるものの、地方の事業についてはそういった面で大都市周辺の事業に比べて極めて不利ではないか、こういう御批判がございました。

それが、ただいま先生もおっしゃいますようにこれまでの円高不況によりまして、地域の経済不振という状態からますます地域民活事業につきましまして採算性の点に問題が出てきておりました。事業計画の見直し等が行われているような状況になってきております。こういった点についてはこのまま放置すべきではなくて、やはり地域経済の活性化という観点から、民活事業を含めまして地域開発事業について、これをできるだけ前倒しをしてやっていた方が必要がある。そのためには、政府としての助成に對してこのままではいかぬか。

幸い自民党で策定されました総合経済対策要綱の中には、地域経済活性化のための助成措置についても手を打つべきだということがうたわれておりまして、現在政府内ではこれをもとに政府としての緊急経済対策の策定作業が進められております。その一環といたしまして、私も地方の民活事業を中心とした地域経済活性化のための政府の助成策のあり方については、今財政当局と成案を得るべく努力をいたしているところでございまして、あと時間もわずかでございまして、具体的な案が得られますように努力をいたしたいと思いま

○田代富士男君 民活法におきましてその対象施設の定義が種々定められているものの、民間企業への投資の対象分野として、基本的には公共財の中でも比較的受益者負担を表現しやすい、言うなれば準公共財の分野あるいはニーズの高い新しい分野でない、実際には民間は手を出さないと明言している人々もおられるわけですが、この民活法の対象施設の一から八号施設が民間に魅力あるものに該当するかどうか、またそう考える理由と根拠を説明していただきたいと思ひます。

私、この資料に目を通して見ましたら、最近対象がふえてきている傾向にあります。そのふえてきている傾向はよいといはしても、現実には動いているところはどこなのかと、これも調べてみましたら、一号ではかながわサイエンス・パーク、三号では柏崎ソフトパーク、五号では幕張メッセ、このところだけじゃないかと思ひますけれども、そういう意味から、理由と根拠を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(末木風太郎君) 御承知のとおり、民活法の対象施設は、技術革新とか情報化とか、あるいは国際化とか、最近の経済社会の環境変化に対応してニーズがあるものであつて、かつ、ある種の新しい意味の産業基盤とも言えるようなものとして考えられているわけでございます。

そこで、このような経済社会の大きな環境の変化に対応して、本当に的確な企画をいたしますれば必ずニーズがあると、そういう意味で思えるわけでございますが、先生、一号から八号までおっしゃいましたけれども、時間の関係もありまして、既存のものの中で一号なら一号施設、これはリサーチコアでございますが、これについての考え方を例え申上げますと、これは共同研究開発施設、それから研修施設、技術情報の提供、交換等のための施設、それからいわゆるインキュベータと言つておられますけれども、新しい技術の企業化のための施設、この四つから成つてい

でございます。

この施設がどの程度魅力があるかということをお考えするとき、現在の技術革新の性格をちよつと考へてみたいわけでございますが、言われておりますことは、最近の技術革新は非常に高度なものもある一方におきまして、いわば草の根技術革新ということが言われております。その意味は、一つは非常に汎用性がある技術が多いということ、典型的には半導体でございますが、これは宇宙機器からおもちゃに至るまで使われているわけでございます。そういう意味で、従来は高度技術、ハイテクとは無縁であつた、あるいは少なくとも無縁であると思つていたような中小企業までも、その気になればハイテクを使つて新しい分野、新しい製品を開拓できるわけで、そういう可能性があるわけでございます。

それからもう一つは、最近の技術革新に言われております特徴として、これは技術にチャレンジした場合のロスが少ないということが一般に学者に言われております。仮にしくじつた場合でも、かなりのものが何が残る、所期の目的を達成しなくても、そのプロセスで何か蓄積できる。そうすると、その分を差し引いた純粋のロスは小さくなるわけでございます。

そういう二つの要素があつて、技術革新が中小企業まで隅々に行き渡つて、その結果、草の根技術革新というふうに行われているんだらうと理解しておりますが、そういうふうな新しい技術を使つて何か新しいことをやるかというのを考へる企業がたくさん出ておきかぬ。そういうものを背景にいたしまして、しかし新しい技術にチャレンジするためにはそれなりの施設が要る、その施設は一人一人の企業が一人一人の人がやっていたんでは大変だということ、それをまとめればペイするはずだということでございます。

先生おっしゃいました第一号認定のかながわサイエンス・パークでございますけれども、これも川崎市という比較的研究開発型、ベンチャー型の企業がたくさん存在しているところ、かつ研究機

関もかなりたくさんある。それから産官学の研究交流も盛んに行われている、こういう点に着眼して、恐らく中長期的に見ればこれはペイするとお考へになつてチャレンジされたものだと思ひます。

そういう意味におきまして、ほかの二号、三号以下の施設も、私もはそういう意味で魅力あるものであり得ると思つておりますが、ただ、これは理論的にそう言えるということでありまして、現実にとこの地域においても必ずというわけにまゐりませぬし、それから当然リスクが伴います。そういう意味におきまして、いろいろな政策的な支援をしましてリスクの大きさを緩和する、あるいは懐妊期間の長さを緩和する、こういう施策を講じているわけでございます。したがって、こういう適切な条件のもとで適切なプランを立てていただければ、民活プロジェクトとして成り立つものだと考へております。

○田代富士男君 民活法対象の施設の利用について、その料金の設定についてはどのような姿勢で臨まれるのか、お尋ねをしたいと思います。

特に、利用については受益者負担とするにしましても、その利用形態につきましては多様でありまして、必ずしも明確ではないと思ひます。その中でも、とりわけ公共財の場合、受益者負担の性格から、利用状況やあるいは料金設定の仕方によりましては、公的補助に頼る負担の偏りを生じさせることにもなりかねない、こういうことになつてはなりませんけれども、こういう事態も予想されるわけなんです、この点につきまして、将来施設料金の決定をする際の参考ともなるので御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(末木風太郎君) あくまでこれは政府が助成をいたすものではありますけれども、民間の事業としてやつていただくものでございます。したがって、基本的にこれはそれぞれのプロジェクトを企画される、経営される方が自主的に決めていただくのが基本だと思ひます。これにつきまして、おっしゃる通りに公共的な

性格がございますから、経営される方がそういうことを十分念頭に置かれまして適切にお定めいただくことを期待するわけでございますけれども、採算性を無視したりするような低い水準を期待するということなどは、民活も円滑に進まないと思ひますので、そういう意味におきまして、採算性を維持し、それから運営に支障を来さない、そういう料金をお決めいただければいいと思ひます。

ただ、当然政府も関与していることでございますから、例えば不当に差別的であるとか、あるいは最近の国際経済情勢にかながみまして内外差別を設けるとか、そういうようなことは、これはもちろん民活のプロジェクトでなくても問題でございますけれども、そういうことはあつてはならないと思ひます。そういうネガティブなチェックは、全部の既存の施設を通じて告示しております。基本指針においてネガティブなチェックはしております。

○田代富士男君 産政局長の諮問機関でありますイベント研究会が報告書を出されておりますが、興味深い内容でありますし、概要を御説明いただきたいと思ひます。私も一通り読ましていただきましたけれども、簡単に結構でございますから。

○政府委員(末木風太郎君) イベント研究会の報告は、この三月に出たものでございますが、それは最近、博覧会あるいは見本市、展示会等非常にたくさんあるイベントが、さまざま自治体で行われるようになってい。もちろん民間でもございます。そういうことにかんがみまして、少し体系的な勉強をしたものでございます。

この背景を考へてみますと、これは単に一時的な背景の問題ではなくて、国民のニーズの多様化あるいはソフト化と申しますか、そういった経済社会の変化を背景にいたしました大きな時代的潮流のあらわれではないかというふうな報告書では述べられております。この報告書の骨子でございますけれども、ただいま申しましたようなイベントが盛んになつてき

ました背景、それからそのイベントがもたらす経済的、社会的あるいは文化的な効果、それからイベントを担っております関連産業の現状と問題点、これは特にイベントは必ずしも産業あるいは企業が担うとは限りませんが、最近はいわばイベントの産業化と申しますか、あるいは産業のイベント化ということをおっしゃる方もおられますが、そういう状況にかんがみまして、イベント関連の産業の現状と問題点、こう整理いたしまして、そうして今後経済社会の活性化のためにイベントがどういう役割を果たし得るかということに言及をし、また、そのためにイベントが適切な役割を果たし、円滑に開催されていくためにどういった課題を解決しなければいけないか、そういう問題点の提示をいただいているものでございます。

○田代富士男君 この報告書は、民活法対象施設の利用を考える意味でも極めて示唆に富む内容を含んでいると思います。関心を持って見ますと、なるほどと感心させられる部分は多々あります、私も読ましていただきましたが。

その一例として、国民の生活意識の変化といったしまして、ただいまも御答弁いただきましたとおり、ニーズの高度化が挙げられておりますが、これは流行語ともなったり少衆化という言葉にも端的にあらわれるように、社会の多様化をもたらしております、これは公共財の利用に関しては十分に考慮されるべきものではないかと思っております、このような時代の流れを見通したプロジェクト立案の努力が必要であると思っております、この考え方についてはいかがでしょうか。

○政府委員(末木風太郎君) 御指摘のとおり、この報告書におきましては、イベント隆盛の背景として、国民ニーズの高度化、すなわち、ゆとりとか、生きがいとか、文化性とか、創造性とかを求めるといって来たかという言葉を言っております。先生、今少衆化という言葉を使いにありますけれども、例えばその言葉に着眼して申しますと、イベントというのは何か新しい

ことを試みる非常にいいチャンスである。また、新しいことが定着し、一般化する機会でもあるというようにも述べられております。そういう意味で、いろいろ新しいものを求める、人と違つたものを求めるという意味における少衆化という流れにも合っていると思いませんか、そういったものにこたえるような機会の一つかと思えます。

イベントがすべてではございませんけれども、私もはそういう意味におきまして、このイベントが経済政策あるいは産業政策上も非常に意味があると思えます。例えば、従来単純に祭りという形で非経済、非産業の分野で行われていたイベントが、地方の産業の活性化のためにもう少し産業化し、経済的な効果も考えて、意識して行われる、その結果、非常に多様な産品が新しく開発されるという効果もあるかと思えます。

まだこの研究会の報告をいただいで日が浅いわけでございますけれども、よく勉強をして、施策に生かしていきたいと思っております。

○田代富士男君 金丸副総理の諮問機関でありまして民間活力活用推進懇談会は、昨年の秋、民活プロジェクト推進に伴い恩恵を受ける企業に対し、国や地方自治体が果たすべき基盤整備というものを肩がわりさせ、開発利益を住民に還元させる新しい手法を提言するとともに、そのために必要となる法制あるいは税制面からの具体的な仕組みの検討の必要性をこのように主張しておりますけれども、これらの考えについて、いかに御見解を持っておりますか、お答えいただきたいと思えます。

○政府委員(末木風太郎君) 金丸副総理の私的諮問機関でございます民間活力活用推進懇談会からは、昨年の十月、十一月、十二月と三回、たしか取りまとめが行われてレポートが出されております。その中の一つにおきまして、先生ただいま御指摘のような問題提起がなされているわけでございます。具体的には、例えばこれからの基盤施設の整備と開発利益との関係につきまして、例えば広域的

な社会資本を従来のような通常の公共事業方式で整備していくとすると、かなり重点的な投資の配分を行うとしても、今のような財政状態では長い年月を要して需要にこたえられないかもしれない。しかし一方において、潜在的な開発利益が巨大であるという地域もある。したがって、開発利益の一部を吸収して広域的根幹施設の整備を促進するために、いろんな方策があり得るのではないかと発想で、民有地を主体とする地域においては、例えば土地区画整理事業による保留地等の用地の一部を財源にして開発したらどうかとか、あるいはその開発予定地区内の地権者が受益者負担金を納付してやる方法もあるとか、あるいは次に、まだ未利用の埋立地等を主体とする地域においては、資金調達の方法として、将来そこが供用された場合に予想される開発利益を先取りすることはできないか、そのためにははしかるべき民間側が立てかえ払いをして開発資金を出すという方法もあるのではないかと、いろいろな、幾つかの考え方が示されております。

ただ、この懇談会のレポートは、一つの論で結論を出したというものではございません。冒頭に論断してありまして、いろいろな御意見があったものを整理したものは以下のとおりであるというふうになっておりまして、ただいまの御紹介しましたくんだりにつきまして、それ以外にこういう意見もあつた、あるいはこういう意見もあつたというふうな、複数の意見も述べられております。

したがって、これは通産省だけではなくて、広くいろいろな省庁に関係する問題でございますけれども、非常にユニークな指摘もございまして、私どもとしては、通産省がかかわる限りにおきまして、よく検討させていただいてまいりたいと思っております。

○田代富士男君 当面の我が国の課題でございまして、内需拡大につきまして、ある程度の財政支出は期待し得たといつたとしても、ただいま御答弁がございましたとおり、この程度のもものでは到底

賄えるものではないと思つております。

そこで、昨年経団連から提唱されましたように、民活資金の財源について免税債の導入を考へる時期にきたのではないかと、こういうことでございますが、現在は御承知のとおりに金余り現象に伴う悪影響が随所に出ていることから、また国内金利も低い時期であることから、一考すべきではないかと思つております、これに対するお考えはどうでしょうか。これは大蔵省から。

○説明員(田谷廣明君) お答えを申し上げます。ただいまの御指摘の民活プロジェクトの資金調達のために免税債を発行してはどうかというところでございますが、私どももいたしましては、以下申し上げますような理由で適当ではないというふうに考えております。

第一には、免税債の発行というものを認めますことは、いわば青天井のマル優を認めるといふことになるわけでございますが、事の当然といたしまして、高額所得者、つまりお金持ちの方ほど大きな利得を得ることになる、あるいは現在マル優というものは個人だけでございまして、また法人にもマル優を認めるようになる、そんなようなことからどうであろうか。また御承知のように、今回の税制改革におきましては、一方におきましてマル優等の非課税貯蓄制度を含む利子課税の見直しというものを御提案申し上げているときでもございまして、そういう時期に免税債の発行ということとを認めることは、私どもの立場からは到底認めがたいのではないかと、いふふうに考えております。

それから第二点が、事業者が仮にうまくいきまして利益が出てくる。こうなりますと、利子補給でございますと、もう必要がないからやめるといふことができるわけでございますが、免税債の場合には、一たん発行されましても、財政の手助けというのをやめたくてもやめられない、そういったような技術的な問題もございまして、また第三には、非常に長期にわたる債券であると思つたので、所得税、法人税といったよう

なものが確実に減収となつて、後年度の財政上の負担というものが相当な規模になるのではなからうか。

また、加えて申し上げますと、一度免税債が発行されますと、当初は極めて限定的なプロジェクトであろうと思いますが、次から次へと波及いたしましたして、そうなりますと相当な負担になるのではないかとといったような問題。さらには、非常に有利な資金調達手段でございますので、公共事業とか公益事業等に限りなく波及いたしますと、発行量がふえていくことが予想されるわけでございますが、もしそうなりますと、市場の攪乱要因となるといったようなことから、ひいては国債を含めました各種債券の発行条件の悪化を招きまして、国債負担の増加につながるというふうな可能性、おそれも否定できないのではないかと、うふうに考えておりました、繰り返し申し上げます恐縮でございますが、以上申し上げたような理由で、私どもとしては適当ではないのではないかと、うふうに考えております。

○田代富士男君 私が一番最初にも申し上げましたとおり、民間資金を引き出しやすいように誘い水をするためにこういうものが必要ではないかということ、今政府全体が努力をしているわけなんです。このときに、これはできませんと一方的に言ったならば、進んでいることが何もできないわけなんです。私は、大蔵省の立場はそうであるけれども、通産省としてはどうでしょうか。これは私、誘い水を出すべきだと思つております。

○政府委員(杉山弘君) 地方活性化の観点からの民生活業に対する政府助成のあり方について、通産省として、緊急経済対策の中で一つの項目として財政当局と折衝をしているということは先ほど申し上げたとおりでございます。免税債の発行については、今大蔵省から御答弁もありませんが、かつてこの免税債の発行問題について政府部内で相当の議論がありました上で現在のようになつておられるわけでございます。

一方、経団連からはそういうような要望がある

ことも承知をいたしておりますが、民生活業に対する採算性の観点から、これを魅力的なものにするための対策としては、おっしゃいますような免税債の発行のみに限られる話ではないように思いますが、また別途の観点から、採算性の問題について、できるだけ民間の方にやっていただけるような魅力のあるものにするための措置については現在検討をいたしておりますので、できるだけ早く成案を得たい、かように考えております。

○田代富士男君 民生活を推進する上で一番のネックは、昨日もこの委員会では質問をいたしましたけれども、用地問題ではないかと思つております。この民生活プロジェクト候補地とされただけで地価が高騰してしまい、用地を交渉するが、うまくいかないという事態があらちらに見受けられております。そういう立場から、やむを得ず賃貸に切りかえるにしましても、総事業費の全体の計画そのものに狂いが生じかねない事態がこれももう生じているのが現実ではないかと思つております。現実に資金を持つ生保業界などからは、民生活に乗り出しても、その資金の多くが土地代で消えてしまつて、こういうことが心配されておりました。土地問題は避けて通れない大きな問題でありますし、そういう意味から、通産省としてこの問題にどう対処されるのか。

私は、昨日は経企庁の立場から尋ねたわけなんです。昨日は通産省の立場からこの問題に対してお答えいただいたかと思つております。

○政府委員(杉山弘君) 最近の地価の高騰を背景にいたしまして、先生の御指摘、御懸念というのはまことにごもつともであると思つておられます。ただ、この法律に基づきます民生活施設の整備の事業は、これまでのところ事業主体がいろいろ第三セクターという格好で実施をされておられます。そのために用地については公有地を利用してきると、いろいろなケースが多いわけでございます。また、これからの格好になるんだらうと思つて

三セクターという格好になるんだらうと思つて

す。そういう点で考えますと、新しくまた用地取得をいたしますような場合には、基盤整備事業として行われます区画整理事業等の一環として用地を確保するというようなことも、比較的第三セクターの性格上やりやすいのかと思つておられます。できるだけそういった地価の高騰が民生活事業の実施に影響を来さないような方向での用地取得という点について知恵を出していただくようなことが必要かと思つておられますが、それにはおのずと限度もございまして、今のようないくつかの事例が繰り返されますと、これは御指摘のように民生活事業の遂行に影響を及ぼしてまいりますので、単に住宅建設等の問題のみならず、民生活事業の観点からも、地価対策について何らかの手を打つ必要が生じてきておられるのではないかと、うふうに判断をいたしておりました。

○田代富士男君 そこで、最近都市開発の分野で土地信託方式を採用する例が多く見られております。この土地信託方式の都市開発上のメリットとしましては、第一番目に土地の売買取引が生じないために地価の上昇を招かないということがあつて、これは御指摘の通りです。

第二番目には、複数の土地所有者がいる場合、権利の調整が容易であるなど挙げられるわけなんです。そのために、八十六年六月より国公有地にもこの土地信託方式の導入が認められましたけれども、現在この方式による信託案件は幾つぐらにあるのでしょうか。大蔵省からお答えください。

○説明員(富田誠介君) 国有地につきましては、現在のところまだ具体的な事業はございませんけれども、現在、都市部にございまして貸付中の大蔵省所管の普通財産である土地について、信託の実現可能性等につきまして検討を行つておるところでございます。

○田代富士男君 こういう制度を営業として認められておられるのは信託銀行のみでございますけれども、その理由は何であるのか。さらに他の営業への

の利用開放についてどのようになつておられるのか、これは大蔵省にお尋ねしたいと思つておられます。それと同時に、この方式によりまして、民生活プロジェクトにおいてネットワークとなる用地問題に寄与するところが多いと思つておられますが、これは導入を図るべきではないかと思つておられますが、これは推進側の通産省にお答えいただきたいと思つておられます。

○説明員(中平幸典君) 土地信託につきましては、これを営業として行う場合に、信託銀行以外に認められていないのはなぜかという御質問でございますが、ただいま先生から土地信託のメリットといたしまして、御説明がございましたけれども、まさにその信託と申しますのは、一般に自己の財産を所有権の移転等により、信頼に足る受託者に託しまして、一定の目的に従つて管理、運用させるというものでございます。

したが、いま申し上げたように、信託業務を行う場合には、利益相反が起らないという意味での中立性が要求される、あるいは非常に専門的なノウハウが必要である、あるいは大変長期間にわたつて信託をなさることが多いわけでございます。経営の安定性が特に必要とされる、そういう業務であるというところから、我が国におきましては、信託業務を信託分離という考え方によりまして、これを専業とする信託銀行に限つて認めておるところでございます。そういう意味で、信託というものが専門金融機関制度の一つの根幹をなしているわけでございます。

新たに信託銀行以外のものに信託業務を認めるかどうかということにつきましては、一つは、ただいま申し上げましたような我が国の金融制度の根幹にかかわるといふ問題があります。また、現実には信託銀行が、例えば土地信託等につきまして、そのニーズに的確にこたえるように今鋭意努力をしておられて、土地信託の案件というものが、国有地については今のようなお話でございますけれども、現実には非常にふえてきておられるというふうなこともございまして、この問題について

ラブルの再発防止策を考へておかねばならないと思ひますが、この点についてはどうでしょうか。

○説明員(小野邦久君) お答え申し上げます。御指摘のような事例があつたことは十分承知をいたしております。建設生産は物の製造といったようなものとは違ひまして、個々の現場におきまして気象条件といったようないろいろな自然的な条件、制約のもとで生産をする、こういうような生産形態でございます。したがひまして、一番重要な点は、現場の生産工程におきまして労働者を十分使っていくことが可能かどうか。あるいはそういう労働者を使用いたします下請専門企業というものをたくさんうまく使っていくことができるかどうか、こういう点が大変重要な点だと思つております。発注者といひましては、なお十分信頼できる企業を指名した上で指名競争入札を行うという、指名競争入札制度を維持するということがある意味では一番重要な点になるかと思つております。今後とも、いろいろな意味での指名競争入札制度というものの制度自体を、十分先生御指摘の再発防止策というものの基本に据えてまいりたい、こういうふうにご考へております。

○田代富士男君 関西新空港の事業主体でございます関西国際空港株式会社は、御承知のとおり官民共同出資の第三セクターであります。役員の大半が官僚出身者でございます。この実情については、出資に依じた民間企業の間には、民活とは名ばかりというような声も一部私の耳にも届いておるわけなんです。この民活という事業の性格からいひまして、その色彩は透明にして、民間が能力を発揮しやすいようにすべきではないかと思ひますし、こういう天下り人事をしなければ民活が推進できないということではないと思ひますけれども、この点については、運輸省と民活推進の通産省の両方からお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(園藤壽穂君) 先生御指摘のとおり、関西国際空港株式会社の役員につきましては、役員十一名中副社長と常勤監査役の二名が民間出身者

でございます。それ以外は国、地方公共団体の役人出身ということになっておるわけでございます。ただ、現在は関西空港の建設段階でございます。建設につきましては、先ほどから御質問になつておられますように、工事とか機材の発注に關しましては公正を期する必要があるわけでございます。そういうことからいひますと、利害關係を有します特定の民間企業から役員を派遣していただくということとは必ずしも適當ではないといふことも言えるのではないかとはいふことがございます。

○政府委員(杉山弘君) 先ほど民活推進の主体としての通産省ということ御質問がございましたので、まずそれについてお答えをさせていただきます。

○田代富士男君 今十一名中二名、二対九の比率である。ここにいろいろ問題があるわけなんです。私が、きょうは私はあえてその問題を提起をしておきます。その後、私この問題を続けてやつていく決意しておりますから、よろしく願ひいたします。

○田代富士男君 今十一名中二名、二対九の比率である。ここにいろいろ問題があるわけなんです。私が、きょうは私はあえてその問題を提起をしておきます。その後、私この問題を続けてやつていく決意しておりますから、よろしく願ひいたします。

○田代富士男君 もう大臣は時の人だから、頭はそちらへ行つていらつしやると思ひますから、よろしいです。

○説明員(横江信義君) 第一点のDAT発売の状況及び反響ということでございますが、DATプレーヤーは、ことしの二月中旬に各社から三月発売をするということ発表されておりましたが、今日では、日本メーカーばかりでございます。発売後三ヶ月たつておりますけれども、DATの市場状況を各社からヒアリングをいたしてみますと、やはり新規商品ということでは先行き値下がり期待があるということ、あるいはDATプレーヤーの録音に適する音楽のソースがまだ出ていないということ、売れ行き状況は各社が期待したほどではないという状況でございます。

○説明員(園藤壽穂君) 先生御指摘のとおり、関西国際空港株式会社の役員につきましては、役員十一名中副社長と常勤監査役の二名が民間出身者

でございます。それ以外は国、地方公共団体の役人出身ということになっておるわけでございます。ただ、現在は関西空港の建設段階でございます。建設につきましては、先ほどから御質問になつておられますように、工事とか機材の発注に關しましては公正を期する必要があるわけでございます。そういうことからいひますと、利害關係を有します特定の民間企業から役員を派遣していただくということとは必ずしも適當ではないといふことも言えるのではないかとはいふことがございます。

○田代富士男君 今十一名中二名、二対九の比率である。ここにいろいろ問題があるわけなんです。私が、きょうは私はあえてその問題を提起をしておきます。その後、私この問題を続けてやつていく決意しておりますから、よろしく願ひいたします。

○説明員(横江信義君) 第一点のDAT発売の状況及び反響ということでございますが、DATプレーヤーは、ことしの二月中旬に各社から三月発売をするということ発表されておりましたが、今日では、日本メーカーばかりでございます。発売後三ヶ月たつておりますけれども、DATの市場状況を各社からヒアリングをいたしてみますと、やはり新規商品ということでは先行き値下がり期待があるということ、あるいはDATプレーヤーの録音に適する音楽のソースがまだ出ていないということ、売れ行き状況は各社が期待したほどではないという状況でございます。

○説明員(園藤壽穂君) 先生御指摘のとおり、関西国際空港株式会社の役員につきましては、役員十一名中副社長と常勤監査役の二名が民間出身者

でございます。それ以外は国、地方公共団体の役人出身ということになっておるわけでございます。ただ、現在は関西空港の建設段階でございます。建設につきましては、先ほどから御質問になつておられますように、工事とか機材の発注に關しましては公正を期する必要があるわけでございます。そういうことからいひますと、利害關係を有します特定の民間企業から役員を派遣していただくということとは必ずしも適當ではないといふことも言えるのではないかとはいふことがございます。

○田代富士男君 もう大臣は時の人だから、頭はそちらへ行つていらつしやると思ひますから、よろしいです。

○説明員(横江信義君) 第一点のDAT発売の状況及び反響ということでございますが、DATプレーヤーは、ことしの二月中旬に各社から三月発売をするということ発表されておりましたが、今日では、日本メーカーばかりでございます。発売後三ヶ月たつておりますけれども、DATの市場状況を各社からヒアリングをいたしてみますと、やはり新規商品ということでは先行き値下がり期待があるということ、あるいはDATプレーヤーの録音に適する音楽のソースがまだ出ていないということ、売れ行き状況は各社が期待したほどではないという状況でございます。

ード産業側が大きく懸念をしております。その懸念を反映した法案が、同趣旨の法案が上院、下院それぞれ二、三本ずつ出ておりました。その法案の趣旨は、ソフト側に一定の操作を施したものは、録音をできないようにしたものを以外に製造、販売、輸入の禁止をするという法案でございます。

米国内にもいろいろの違った観点からの御意見がございまして、レコード産業側はそのような意見かと思っておりますが、音楽を家庭においてコピーをして楽しむというふうな考えをおられる主として消費者のグループもございまして。そういうような多様な意見を米国の議会の公聴会において議会側がヒヤリングをするというふうな手続が行われておりました。その法案の帰趨は現在ではまだ定かではございません。

三番目に、コピーガードについての御質問でございますが、通産省は二月初めにDATプレーヤーを製造できる日本メーカー各社に対しまして、世界のレコード産業が懸念をしておりますマスターテープのクオリティーをそのまま保つようなDATプレーヤーを発売するというのはいかかなものかということから、実はその前に世界各国の関係企業が合意をしておりましたデジタルの音源から直接デジタルに録音をできる機械は発売をしないよう要請をしております。それを日本各社は守る意向を示しております。したがって現在発売されている機械もそういうような性能でございます。ただし、レコード産業側から見ますと、これは推測でございますが、やはり音質劣化が今の現行の録音機に比べてそれほどないということで、やはり懸念を持っている状況は変わらないというところでございます。

最後に、方式が乱れてVTRのような混乱が生ずることはないかという御質問でございますけれども、現在発売をされておりますDATすべて、先ほど御紹介しました通産省の方の行政指導によつておりました。先ほど申しましたように、この内容自体、関係世界八十数社が合意している

内容に沿っておりますので、混乱が起きるということはないと考えております。

○国務大臣(田村元君) ただいまは大変失礼しました。

大変基本的な重要な問題でございますので、私がお答えを申し上げて速記録に残しておいた方がいいだろうと判断いたしましたので、あえて立ち上がった次第でございます。

この民活プロジェクトは、民間事業者の資金力だけではなくして、技術やあるいは営業能力やノウハウや、いろんなものを求めるわけでございまして。でございますから、この民活プロジェクトの事業主体であります第三セクターの構成要件というものは、私は当然民間人が主体となるべきと、このように思います。現在までのところ民間人が主体になっておりますので、その点は大変いい傾向だと思っておりますが、この第三セクターに対して官僚のセクト主義というふうな天下りが、もちろん官僚出身者をゼロにせよとまでは言いませんけれども、セクト主義の天下りが目に余るようなことがあつては断じてならぬ、このように考えます。大変重要な問題でございますのであえてお答えを申し上げておきたいと思っております。

○市川正一君 政府は、輸出依存型経済から内需中心型経済への転換等を求める欧米諸国からの圧力にこたえる内需拡大策の一つとして、いわゆる民活法を施行いたしているのではありませんが、改めて確認いたしたい。

法施行後一年たった今日、実施されたプロジェクトは一体どれぐらいあるのですか。

○政府委員(末木風太郎君) 整備計画の認定をいたしましたものは三件でございます。一番目がかながわサイエンス・パーク、これは一号施設でございます。二番目が柏崎のソフトパーク、これはいわゆる三号施設でございます。三番目が蕨張メッセでございます。いわゆる五号施設でございます。

○市川正一君 三件ですね。去年の四月の法案審議の時点で六十以上のプロジェクトが予想されておりました。一年間でたった三件というのか、三件という実態であります。その理由は何かですか。

○政府委員(末木風太郎君) 率直に申しまして、私ももう少し多いのではないかと想定をしていたわけでございますが、予想よりも少なかった理由は、全体に共通して言える基本的な理由は、第一に景気全体の低迷だと思っております。御承知のとおり、六十年度の経済成長率は実質四・二%でございます。六十一年度の当初見通しは四・〇%でございます。結果は三・〇%になっております。これは当初見通し三・五%と見ているわけで、六十二年度でございますが、そういうことで予想外に経済全体が不振であった。また為替レートで見ますと、円ドルレートは昨年の法律が成立いたしました五月ごろは百七十円前後であったと思っております。現在は百四十円前後でございます。

この二つが基本的な指標でございますけれども、これにあらわれておりますように経済全般が不振であり、したがって多くプロジェクトにおきまして、その採算性についての見直しを立てるに当たりました。このような状態ではもう一度少し考え直してみたい、もうちょっと詰めてみたい、こういうふうにおやりになっておられるところが多かった。これが大きな理由だと思います。そのほかに各地固有の理由によるものも若干ございますが、基本的には今の事情によるものと思っております。

○市川正一君 去年の秋の補正予算のときに内需拡大のための民活補助金というのが創設されて、そして三十三億円が予算化されました。まだ、ただの一件も申請されない段階においでです。そうですね。ところが、さらに今年度予算で十億円もついておるんです。

伺いますが、この民活補助金の交付申請は今どれぐらい出ておられますか。

○政府委員(末木風太郎君) 整備計画の認定をいたしましたのが今の三件でございます。現在まで補助金の申請が正式に來ているものはございませ

せんが、この三件は整備計画を認定しておりますので、これについては近く補助金の申請があるものと思っております。

○市川正一君 現時点ではゼロやというふうにご認して間違いないと思いませんか。

○政府委員(末木風太郎君) おっしゃるとおりでございます。

○市川正一君 経済成長の見通しが狂うとかあるいは景気がどうやとか、また固有の理由があるとかおっしゃるんだけれども、ちよつとこれはやっぱり真剣に考えてもらわぬといかぬと思うし、また、財界、大企業の方も、言うならば揺さぶりかけておると思っています、ゆすりと言つてもいいかもしれません。

以下ちよつとお聞きしたいんですが、この認定を受けたプロジェクトは三件というわけでありまして、補助金の交付申請も今ゼロやというのに、政府は緊急経済対策やいうて民活法の対象施設へというふうな新聞がたびたび報じているらしいという報道によれば、通産省は現在五%の補助率を三%に引き上げる方針を打ち出しておられるということでありまして、実績も何にもまだないですわ。

そういう段階で補助率アップ、しかも五%から三%という大幅アップであります。そういう要求をなぜなさるのか、根拠を示していただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) 五%の補助金につきましては、その趣旨が民活プロジェクトを内需拡大の観点からぜひ前倒しをして着工をしていただきたい、そのためには、六十一年度着工のプロジェクトまたは六十二年度内の事業費、そこから土地の取得費とか土地造成費等を除きました残りの部分についての五%相当額を交付すると、こういうことでできたわけでございます。

てくるものかと期待もいたしておりましたけれども、いろいろな状況からむしろ全体としておくれぎみでございまして、年度内に整備計画の認定はいたしたものの、具体的な事業着工実施というまでには至らなかつたわけでございまして、そういう観点からしますと、補助金の申請はゼロであつたわけでありまして、補助金を要求する側からいたしますと、当初のつもりどおり実際に仕事になされた場合には、申請があれば補助金を交付をいたさなければならぬということもありまして、むしろ申請実績としてゼロというような格好になつてしまつたわけでございまして、私どもとしては、そういうような若干の余裕も見込んで要求もさせていただいたという経緯でございませう。

ただ、もう既に認定をしたものが三件ございまして、少なうとも六十二年度にはもう着工という事態になつてまいりますから、そういうことになりまして、年度が終了する段階で、当該年度で進行した事業分についての補助金申請ということが出てまいります。これが実は昨年の五%の補助金についての現状についての御説明でございませう。

それと同時に、今はさらに追加して三〇%の補助金にかき上げするんじゃないかと、こういう御質問があつたわけでございまして、これにつきましても、現在の補助金を三〇%に引き上げると、そういうことで考えているわけではございませぬ。今の補助金五%はあくまでも早期着工をしていただいたプロジェクトに対する政府としての助成ということでございますから、これはもう二年度内の着工のものだけについてでございます。したがひまして、現在のような制度の補助金をさらに延長するという構えではございませぬ。

それと同時に、これから実施されるプロジェクト及び現在実施されているプロジェクトも含めてございまして、やはり地域活性化のためにこの民活プロジェクトというのはひとつ大きな役割を果たすのではないかと、ところが、最近の経済情勢

で特に地方の民活事業につきましては非常に採算的な面で問題等も生じてきておりますので、そういったことを考えて、新しい観点から民活プロジェクトについての政府の助成策のあり方について考え直す必要があるのではないかと、そういう観点から、実は緊急経済対策の一環として今財政当局と交渉をしている段階でございまして、まだ具体的に、こういう方向でやるということを確定的に申し上げる時期でございませぬので、内容についての御答弁は差し控えていただきますが、繰返すようございませぬが、現在の補助金とは全く別の観点からの政府助成策ということで、今財政当局と折衝をしているところでございませぬ。

○市川正一君 長々お話があつたが、要するに、この新聞報道によれば、「民活法」にカツ、活を入れる——言うならばえさですが、ということには間違いないし、さらに結局民間活力の導入というのは、要するに国や自治体が地ならしをして、そこで大企業にもうけさせてやるということにほかならぬ。私、財界自身がそのことを言うとおるといふことで、先ほど同僚議員の田代委員が引用された同じくだりなんです、ただ、その理解はどうも田代委員とは残念ながら逆の立場で私はこれは読まざるを得ぬのであります。

五月十八日付の日経新聞紙上の経団連の河合民間活力委員長の談話です。彼はこう言うております。民活とは、民間の能力をフルに生かし民間が主導権を握つて国や地方自治体のやつてきた事業を肩代わりすることだ。事業は採算の合う魅力あるものでなければならず、こう述べておられますが、この定義によれば、国の補助あるいは援助でもうかるようにしてくれぬと手は出さぬよという、まことに厚かましい言ひ分だと思ふんですが、そう思ひませぬか。

○政府委員(杉山弘君) 事業それだけで考えますと、民間が直ちに実施をされるようなものではありませぬが、政府が呼び水的な効果を持つような助成策を講じますと、採算がとれるようになって

民間が事業をおやりになることができる、そういうプロジェクトについては、政府としてもそれなりの援助をしようというのが民活法の趣旨であると考えております。したがひまして、政府が何もやりませぬ場合には、恐らくすべての事業はなかなか実施に至らぬものというふうな考えますし、場合によつてどうしてもということであれば、地方公共団体が地方丸抱えでそれを実施するということになるのかも知れませんが、むしろそういうようなことではななくて、民間の資金、民間の経営能力を中心として政府が若干の助成をすることによつて事業を現実のものとしようということでございますので、おっしゃるような御批判は当たらないのではないかと考えております。

○市川正一君 若干の助成じゃないですよ。後で幾つか申しますが、今の補助金の引き上げもその一つだと思ふんです。財界の主張なり要求なりほかにあります、紹介しますと、経団連月報の八六年十一月号であります、経団連の大規模プロジェクト部長会で日本プロジェクト産業協議会副会長の石川六郎氏はこう語つております。地方民活の場合、地方自治体が用地を取得して、インフラ整備を行なつた上で、民間に安く払い下げ、開発を行なう必要が有ります。

一方、資金面では、民間の建設費借入れに対して自治体が利子補給したり、あるいは補助金による援助なども考えてもらふ必要が有ります。こう言つております。私、今二つの例を発言として引用いたしました、財界や大企業の要求というのは、結局文字どおり地方自治体にこういういわば負担を押しつけるというものであるということは、これは明白じやありませんか。どうです。

○政府委員(杉山弘君) ただいまの石川さんの御発言については、私は具体的に存じませんが、あるいはその意図は、先ほどお読みになりました河

合さんの御発言と同趣旨なのではないかというふうな理解をするわけでございませぬ。助成の相手も地方か地方かという区別は、あるいはあるのかもしれませんが、やはり民間活力といひましても、採算性の点で魅力のあるものでなければ、採算が取れるようなものでなければ、民間資金の流入、導入ということは難しいわけでございませぬから、そこについて国なり地方公共団体なりが若干のインセンティブを与えれば採算ベースに上がつてくるというふうなものについて、民間としてもそれなら積極的にやってみよう、こういうような御趣旨の御発言ではないかというふうな承ります。

○市川正一君 それじゃ、具体的に伺いますが、午前中もちよつと問題になりました千葉県の幕張メッセの場合です。これは五月七日に認定されておりますが、メッセ建設事業費四百億円のうち、民間セクターが負担する部分は十七億円であります。その一方で、自治体負担は三百二十三億円です。それに加えて、もし先ほどやりとりいたしました補助金が仮に三〇%となれば、その三分の一は自治体が負担しますから、合計三百三十三億円となります。しかも、自治体の負担は本体以外に兼養地域の埋立造成に千八百億円既に投入しております。さらに、その上に道路や上下水道等々のインフラ整備に千三百五十七億円という膨大な負担をいたしております。午前中、社会党の同僚議員もこの問題に触れました。これでは民活というよりも、自治体がすべて条件を整えてやり、メッセの運営を採算が合うように民間企業にやらせて、もうけを保証してやる。言うならば、河合氏の表現をかりるならば、そういう「魅力ある」条件をつくつてやるということ以外にないじやありませんか。これはどうですか。

○政府委員(杉山弘君) 今、先生がお挙げになりました数字につきましては、ちよつとこの場で確認をすることができませんが、先ほど私御答弁申し上げましたように、総事業費のうち、民間部分

というのはむしろ過半数以下でございまして、過半数が地方公共団体の資金によるというふうな点につきましては、そのとおりでございまして。ただ、これも先ほど御答弁申し上げたわけでございまして、この地域の開発というのは、千葉県の県政発展計画の中でも中心的なポイントになるものというふうな原自身が判断をして、その実現を急いでおりますことと、それから事業の内容につきまして、特に採算的に問題があった部分について軽減する観点から、県負担において建設をするというふうな点になつたためでございます。

先生の御質問の中には、さらに新聞に出ました補助金三〇%が実現されればと、こういうふうなお話してございましてけれども、民活プロジェクトについての新しい助成策については現在私ども検討中でございますが、今先生がおっしゃったような三〇%の新しい補助金ができるということとは、私どもも今のところは全く頭に置いていないわけでございまして。むしろ御批判があるといったしますと、新しい助成策が出た後、それを加味するかどうかということでは御判断をいただくようなことにはなれないか。あるいは私どもの案がまた逆になる可能性もないわけではない、そういうふうな状態なのかなと思っております。

まだ折衝中でございますので、内容について確定的なことは申し上げられませんのでまことに申しわけございませんが、そんな感じでおるわけでございます。

○市川正一君 ぬげぬげしたことを言うなよ。じゃ、三〇%の話というのは、これはないことにしましょう、わずか十億円の差ですから。そんなもの、あなた、横へどけておきましょう。もとの数字がわからぬというのだったら、ひとつ白黒はつきりしましょう、いいですか。

このメッセ建設事業費というのは四百億円であるというところは間違いないでしょう。どうですか。

○政府委員(杉山弘君) 当初四百億と見積もつて

おりましたが、最近時点で私どもも把握しておりますのは、四百四十億円程度というふうな考えであります。

○市川正一君 もう目くそと鼻くその話ばかりしよるがな。

まあ四百四十億でもよろしい。ふえたわけでしょう。そのうち県が負担する分は三百億でございます。

○政府委員(杉山弘君) ほぼそのとおりでございます。

○市川正一君 第三セクターのいわゆる株式会社NCCの資本は百億で、そのうち千葉県等の公的セクターが負担する分が二十三億でございます。これ、間違いないでしょう。

○政府委員(杉山弘君) この事業主体の授權資本は四十億円ということになっておりまして、現在のところ資本金は十六億円でございまして、四十億円になりました段階での出資の内訳でございまして、公共セクターが二十三億円。この公共セクターは、千葉県、千葉市、日本開発銀行でございまして。それから民間セクターにつきましては十七億円、こういうような比率になります。

○市川正一君 十七億でしよう。だから、その四百億のうち、要するに民間セクターが負担するものが十七億だということなんです。あとの子の、もどおり五%の計算でもよろしいわ。僕は三〇%が——何もあなた、もつとふやせというふうなこと言うために質問しているんじゃないし、杉山さん承知でそういう言いがかり的な答弁をなさるんやったら、私かてそれは詰めますよ。

だから、こんな細かい数字は言うつもりなかつたけれども、あなたがぬげぬげそんなことを言わはるから、それは違うじゃないかと。十七億しか民間は出しておらぬ、四百億のうちね。しかも、県はそれまでにいろいろ、インフラ整備やら道路やら上下水道等々へ注ぎ込んでおるじゃないかという話を私はしているんで、そこは大筋のところをよう聞いてくれぬと困る。よろしいか。それなら前へ進みますよ。文句あつたら言いなされ。

○政府委員(杉山弘君) 文句があるわけではございませんのですけれども、私の御答弁の中で申し上げましたとおり、全体として、おっしゃるよう公共セクターがむしろ過半数以上出しているというところは事実だということは申し上げたわけでございます。

○市川正一君 過半数じゃないがな、あなた、四百のうち十七やがな。

○政府委員(杉山弘君) それで、先生から新聞記事を前提にお話ございましたので、そんな大きなものにはならないんじゃないかというつもりで私申し上げたわけでございまして、誤解があるような発言でございましたら、これはちよつと御容赦いただきたいと思ひます。

○市川正一君 そういう、まあ難しいこと言っているつもりはないのやけれども、筋だけはちゃんとしておいてほしい。

大臣は、午前中の答弁で、これは特殊例や、特別やと申して、えらい二度も三度も強調されたけれども、僕はやっぱりこういうのがこの民活の実態やということを言いたいわけです。それは社会党の同僚議員も指摘したとおりで。

同様の例はあるんです。例えば第三号施設として認定された柏崎ソフトパーク、これは新潟日本電気中心の事業であります。これもその一つです。NECはもともこの柏崎市内に手狭になつていた工場を持つておつたんです。これを市が一平米当たり十数万円で買い取りました。そして工場の十倍以上の用地を平米一万三千円弱で市内の田尻工業団地にこれを確保しておる。この誘致に当たつて、市当局はNECのコンピュータを導入したり、NECの元工場跡地にソフトパークをNECとともに計画するなど、至れり尽くせりやつておるんです。

それはまた今度申請が予定されておりますけれども、仙台の北部中核テクノポリス、いわゆる二十一世紀プラザでも同じことであります。ここでは総事業費二百八十九億円、土地代百億円の三分の二は県などの自治体の負担であります。設置

場所は結局三菱地所が開発している泉パークタウンになつて、宮城県報告書でも、ここにございませけれども、「三菱地所株」主導による事業実施が可能である。」というふうな明言しております。

そこで、伺いますけれども、この柏崎ソフトパークにしろ、仙台の二十一世紀プラザにしても、それぞれ結局NECないしは三菱地所中心の事業になると思ふんですが、間違ひございませんか。

○政府委員(末木鳳太郎君) 柏崎につきましては、先生おっしゃいました三菱地所との関係、ただいま手元に資料がございませんけれども、この事業の主体を見ますと、柏崎市が出資一千万、それから民間企業が二千二百七十万、こういう出資になつておりますので、柏崎市が半分弱の発言権を持つて運営をされるものと思ひますし、それから、社長は、これは先ほど御質疑の中にあつたのと反するんですが、このケースにつきましては、社長は柏崎の市の助役さんでございまして、そういう公共的な運営が、かなり公共性の強い運営がされると思ひます。

いま一つのおつしやいましたものにつきましては、まだ具体的な話が役所に来ておりませんが、お答えは遠慮させていただきます。

○市川正一君 結局、自治体がそういうふうに至れり尽くせりのサービスをして、その上にこれ乗つていくという図柄が、あるいは図式が共通なんです。

私伺いたいのには、通産省が地域経済の振興、活性化のためと称して次々テクノポリスを指定しておられます。例えば兵庫県には現在発表されている数字で工業用地の未処分分が二百六十三ヘクタールである。遊休地は三百六十五ヘクタール、合計六百二十七ヘクタールでございます。そこへ今度千二百二十ヘクタールという西播磨テクノポリスの開発計画が進められております。全国的にも工業用地が二万四千ヘクタールございまして。そういう中で、テクノポリスだとかテレピアとか、民活法関連、新都市拠点、リゾート関連等々

の大プロジェクトだけでも二百七十九にも上っており。さらに伝えられるところにより、通産省は東京湾に山手線内の一・五倍の巨人工島とか、あるいはまたその地域の沖合に大型人工島の構想というの打ち上げられております。

そこで、こういう開発が結局何をたらすかであり。各自治体は、こういう計画の中で必死になつて企業を誘致するために、例えば広島であります。日本一安い土地だと言つて売り物にしたり、あるいはまた工業用水道を一立米二円三十銭で新日鉄へ提供する一方で、県営上水道は一立米百五十五円にしている兵庫県の例があります。あるいはまた固定資産税の減免、進出企業への融資、進出企業に対してそういう至れり尽せりのサービスをやつておられます。その結果、自治体の土地造成費などの起債残高が六十二年三月で四十二兆七千七百一十億円、これは六十二年三月の地方財政白書であります。にまで上つておる。私は結局こういう大企業のための開発によって住民サービスへの事業のしわ寄せが引き起こされていく、これが現状ではないかというふうに思ふんですが、通産省の当事者としても、そういう認識はどういうふうにお持ちでしょうか。

○政府委員(末木風太郎君) 具体例でお答えしたいと思ひますが、先ほどたまたま柏崎の例をおつしやいましたので、柏崎の事業について見ますと、三つの事業の柱があるかと思ひますが、第一はコンピューターをこの施設に入れますが、これを地元のソフトウェアの開発をする会社と共同で使つてもらうということでございます。それから二番目が、地元の一般の企業の情報処理サービス、例えば受発注のオンラインとか、在庫管理とか、事務処理とか、こういったものの共同利用にこのコンピューターを供する。三番目が、一般の企業、中小企業あるいは市民に対して情報化についての啓蒙普及活動を行う。こういう三つの柱になつております。

これは大都会であります、この程度のことはい

東京であれば通常の民間企業ができることが多いと思ひます。しかし、柏崎の場合にはなかなかそれはロケットが集まらないといひますか、あるいはいろいろな困難があるんでございませう、市が半分弱の寄与をしてこういう事業体をつくらなければならないというところで、できておるわけでございます。まさに中小企業とか市民のことを考えて市がおやりになつておる案件だと思ひます。

そのほかの案件につきましても、いろいろ形勢とか規模とか、さまざまございませうけれども、あるいは今後さまざまものが出てくると思ひますが、大体の多くのものが第三セクター方式をとると思ひます。当然自治体が地元のことを十分考えた上でおやりになるものだと思つておられます。

○市川正一君 時間がやつてまいりましたので、私、もう最後の結びに大臣にお伺ひしたいと思ふんです。大きい声を出しましたけれども、この問題が非常に深刻かつ重大な問題になつておるんです。私率直に事態を今幾つかの例を挙げて質問いたしたんですが、地方自治体は今の不況のもとで深くまじい努力で企業誘致をいたしておられます。ところが、その誘致した企業が次々と撤退するという事態もまた相次いでおられます。

去年の十二月の十八日に、本委員会が私追及した問題であります。宮城県の大衡村というところで村営牧場までつづいて十三億円かけて用地をつくりました。また県当局も約七億円かけて上水施設をつくりました。そして沖電気を誘致することになったんであります。しかし、今の不況で結局工場建設はストップしたままになつておられます。また東京商工リサーチの調査では、五十八年以降の進出企業十九社二十一工場が倒産しております。そのうち二十工場が電機、ベンチャー企業などで、いわばハイテク産業に集中しております。その深刻な例の一つに北海道の室蘭がありまして、先端産業五社を誘致したが、四社が倒産してしまひ、室蘭市が融資していた九億円、七百人の現地雇員がパアになつてしまつたというふうな例も聞いております。

私は、補助金とかあるいは税制、用地とか用水、あるいは道路とか港湾施設に至るまで地方自治体からいろいろな手厚い援助をしていると、そして地域社会、地域経済に大きな影響を持つておる。こういう大企業が、不景気になつたからということ、不況だということ、安易に撤退して、そして俗に言う食い逃げしてしまふ、中には海外にその生産拠点を移してしまふ、こういうふうなやり方をやつて、結局、雇用とかその地域の下請関連企業に大きな打撃を与えるというふうなことはやつぱり許さぬと。その大企業の社会的責任を果たすために、もつと地域社会に対して貢献すべきだといふような一定の措置をとつていくような方向が今求められておるんじゃないかと思ふんですが、一方で、そういう、言うならば民生活の措置と同時に、他方でそういうネガティブな事態に対しても積極的措置をとるような御見解をひとつ研究していただきたいと思います。大臣の所見を承つて、時間が参りましたので終わりたいと思ひます。

○國務大臣(田村元君) 大企業であろうと個人であろうと、その土地、土地に奉仕しようというの、これは当然のことなんで、別にそれはどういふことではないんですが、当たり前のこと、大いにやつてもらわなきゃならぬわけですが。

実は、さつきからずつと拝聴しておりましたが、市川さんが、声大きいと自分でおつしやつたけれども、明るい方だから声の大きいのは苦にもなりません、それはそれとして、さんざんしゃべらしておいて、こういうことを言うのは悪いんですけれども、何で怒つてござるのか、ちよつとそれが僕にしっかりとわからぬので、研究するならば何でも研究しますけれども、一遍またこそつと伺ひに行きます。

○市川正一君 別にもう補足はしませんけれども、よく議事録を読んでください。○木本平八郎君 この件について、朝から皆さんいろいろ委員によつて切り口の違つた質問をされるわけですが、私は全然また切り口を変え

て質問したいと思ふわけです。私は、結論的に言つて、こういうプロジェクトを思い切つて民間に任せるといふふうな考え方はできないだらうかという点から問題を詰めていきたいと思ふんです。この民法法案を聞いておりましたら私が一番感じるのは、もちろんこれは当然のことなんですけれども、この切り口がどうしてもお上の側からならになつておる、それで、民間の都合は全然考えていただけないといふことなんです。まして、民間なら当然考えるだらうといふふうな発想が全然入っていないわけですね。その辺に少し検討し直してみることがあるんじゃないか。例えば、これを民生活の考え方を見ますと、今政府は金がないから民間の金を使うんだと、政府としてはいろいろなことをやりたい、しかしながら財政上制約があつてできないから、それをうまく民間を引つ張り込んでやるという発想なんです。これがうんと政府に金がなければ当然もう政府で、自分でどんどんおやりになることだと思ふんです。この政府といふのは中央政府と地方公共団体も含むわけですが、そういうふうなお考えだ。

ところが、民間の方としてはこういうプロジェクトといふのはもうからないですね。採算がとれないですね。採算がとれるわけですね、採算がとれないから政府がやるわけですね、公的セクターになるわけですね、こういうふうなのは。だからしたがつて、民間の方としては、こういうものに参加しろと、こう言われてもできればお断りしたいんです。ところが、余り断るとまた後でお上の御機嫌を損ねちゃ困るし、しつぱ返し食らつてもいやだから、何とか最低限義理を果たしてつき合おうということ、昔で言えば上納金か買加金を取られるようなもので、あるいは寄附金で、もうしようがないといふふうな考え方がどうしても先に立つてくるわけですね。こういうふうな感覚というんですか、通産省の当事者の方からごらんになつて、民間がどうもそういう受け取り方をしているんじゃない

ないかというふうにお感じになることはございませぬか。

○政府委員(末木風太郎君) 限られた体験でございませぬけれども、先生御指摘のようなことを言われる方はもちろんないことはございませぬ。私が伺いました方は、民活プロジェクトに加わる場合に何に着眼するかと言ったら、そのプロジェクト、その企業あるいはその機関がどれだけの土地を保有するかということを見ますと、そうして土地を相当たくさん持つていけば、出資したお金が少なくともゼロになることはない、これは非常に消極的な発想だと思えますけれども、そういう意味のことをおっしゃった方も、もちろん一、二いらっしゃると思いますが、しかしこれは非常に何と申しますか、先生のお言葉で言う上納金とおつき合いという方の例を今思い出したわけでございませぬが、制度といたしましては、そういう方に土地があるから無理やりつき合っていたらだかというところでございませぬ。

そこで、そもそも論になりますけれども、民活事業を大きく二つに分けて、本来は、民間では採算が合わない、国または地方政府が行うものとされてきたけれども、何ほどの施策を講ずれば民間でも何とかできるというたぐいのものと、それから本来的には民間が利潤原理、市場メカニズムに従ってやるべき分野であるけれども、今の条件のもとでは採算性が合わない、あるいは採算の見通しが立たないので立ち上がらない、こういうものを少し立ち上がりやすくすると、この二つは性質的に違ふと思うんです。

それで、民活プロジェクトの現行法にありますが六つのプロジェクト、それから追加を御審議いただいております二つのプロジェクト合わせまして、それぞれ第一類型と第二類型の間といたしますか、もう極端に第一類型というものもそうないでしょう、第二というものもないでしょうから、濃淡の差をもって分布していると思うんですけれども、私どもはそれぞれに応じて、標準

的な、こういった形なら標準型だろうと考えまして、それに対してしかるべき助成措置を講ずれば採算に合うという姿を描いているわけです。標準型でございませぬから、個々のプロジェクトを考へる方が着眼点がいいとかあるいは条件がいいとかいう場合に、ほかの人よりも有利になることもあるでしょう。また、ほかの方はやってみたいけれども必ずしもうまくいかないケースがあると思ひます。

例えば一号施設のリース・コアの場合に、共同研究施設あるいは共同事業場あるいは共同研究所、こういったものを設けて、その施設の賃貸料だけで採算を考へるといふふうにお考えになつて一号施設をやつてみようという方もいらっしゃるでしょうし、あるいは民活事業としては研究施設あるいは機器を貸す、そういう事業であるけれども、同時に別のプロジェクト、御自分の純粋の民間の企業として何かベンチャービジネスを自分としては育成して投資したいとか、あるいはそういったものの媒介をやつてみたいとか、そちらの方の採算を当て込む方もいらっしゃると思ひます。これはまさに民活の民活たるゆえんだと思ひます。そういう方々がうまくおやりになればそれはそれで結構なことだと思ひますが、少なくとも私どもは、格別もう非常に大変なそういったアイデアとか恵まれた条件がない、普通の条件でできるものを描いているわけでございませぬ。

○木本平八郎君 今、末木さんがおっしゃつたような方向にうまく向いていけば非常にありがたいし、私もそうあるべきだと思ひます。しかし、さてそういうふうに向くかどうかとこのところを、この際ここで一度ちよつとレビューしてみたいわけですね。

それで、私は、ある人が何かえらい皮肉なことを言つておられるんですね。民活とは民間のお金を使つて役人が活性化することだ、こういう言い方をしている人がおられるわけですね。確かに財政が逼迫して仕事をしたいという仕事の意欲というのは本能

的なものだと思うんですけれども、その意欲を満たすために、ところが金がない。したがつて民間資金を徴発してくるんだというふうな見方をされても仕方のない面もあると思ひます。

しかし、私はやっぱり一番考えなさいかぬのは、民間の金を使つても国の金を使つても、国民経済的にやはりそれが採算に合うのか、効率的なのかということ、やっぱりこれは真剣に考へる必要があると思ひます。おれのお金じゃないからむだ遣いしてもいいんだというわけにはいかないと思ひます。そういう点から、さてどういふふうなインセンティブをとつたらいいかという問題なんです。私もこのインセンティブの点を問題にしたいわけですが、今この法案にあるのは、五割ぐらゐの出資だとか、補助金だとか、金利とか、この発想が相も変わらずというか、非常に古い発想しかないので、この程度の古い発想では、プロジェクト自身がうまくいくとはちよつと思ひません。したがつて、そういうインセンティブで果たしていいのかどうかという点を私は問題にしたいわけですね。

それで、まずこの一つの混成チームができますね。私はこの混成チームというのに非常に問題があるんじゃないかと思ひます。無責任体制になつてしまふわけですね。だれが責任とるかかわらない。ましていわんやお役人がリーダーシップをとられたら、会社の経営というのは絶対うまくいかないと思ひます。先ほどから一生懸命民間の知恵だとかノウハウを、マネジメント能力を引つ張り出すんだと、こうおっしゃつておられるけれども、それは考へ方としては非常に正しいと思ひますけれども、こういう混成チームになると、どうしても無責任体制になつてくるということが、私なんかは実際の経験でそういうことを何度も経験しているんです。その辺、今までの限られた経験だと思ひますけれども、その辺に不安を感じられたことはございませぬか。

○政府委員(末木風太郎君) 先生のおっしゃる無責任体制という意味がうまく、何といたしまして

か、収益を上げられなくなるのではないかという意味なのか、文字どおり無責任なのかという、ちよつとよく理解できないんですが、世間で一般に言いますような文字どおりの無責任体制、これはもう論外でございませぬし、そういうことをおっしゃつたんではないと思ひます。そうしますと、要するにその事業の目的に照らしまして、合理的、効率的な経営ができるかどうかという御指摘だと思ひます。

これは現在まだ認定したものが三つでございませぬし、私どもはこれは申請者の方の発意をできるだけ尊重して審査をさせていただいておりますので、余計な介入は慎んでおりますが、拝見した限りでは、それは皆さん大変苦勞なさいまして、何とか成り立つようにならないうふうな知恵を絞つていらっしゃると思ひます。特に、一番最後に認定をいたしました幕張につきましては、これは規模も大きいものでございませぬし、事業の及ぶ範囲も日本国内にとどまらないわけにございませぬ、なかなか難しい面はあるかと思ひますが、当事者の方は大変御苦勞なさいまして勉強していらっしゃる。私どもも、単なる先生がおっしゃつた五割補助とかいう古い発想だけでいいのかというところをございませぬが、それで足りると思ひます。

先ほどの御質疑にもございませぬように、例えばイベント研究会でいろいろなお知恵をいただいておりますが、これは国際見本市あるいは国際会議というのは大きなイベントでございませぬけれども、そのためのハードはこの法律に従つてつくりますけれども、中身をどうするかというソフトの面もあわせて勉強しているつもりでございませぬし、今こういう勉強の成果も生かしてお役に立ちたいと思ひます。それ以外の一、二、三号あるいは新しく御審議をお願いしておりますものについても、そういう心構えでやっていきたいと思ひます。

○木本平八郎君 それで、これは皆さんもよく御存じのことだと思ひますけれども、企業の経営だ

とかプロジェクトのプロモーションということになりまして、もちろん知恵も必要ですし、それからマネジメント能力あるいは採算マインドとか、あるいはリスクをしょっていくということが必要なんです。特にリスクテイクングという、これがやっぱり非常に大事だと思ふんです。したがって、だれがリスクをとっていただく。だれが先頭になって、必死になってこのプロジェクトに取り組むかということが問題になると思ふんです。

私がさっき言ったように、無責任体制というのは、合議制でみんな仲よくそこでやっていくというふうなことでよくよくいうプロジェクトというのは、もう今の時代にはないわけですよ。みんなが必死になってやっただけなわけでもありませんし、先ほど市川理事から、もうけるもうけらるおとしやっただけでも、私はそんなにもやるような仕事というのは今ないと思ふんです。必死になって、やっそこさ採算とんとんにいけばいいと思ふんです。各企業ともそういうつもりで取り組んでいってほしいです。

そうしますと、やはりだれが権限を持って、だれが中心で、だれが責任をとってやっていくかというのをむしろはつきりしなきゃいかぬ。これは私は、お役人でもいいと思ふんです。そのかわり、もうこれがだめだったら私は腹を切るというはつきりした責任を持ってやっていただくのほうがいいんだけれども、そういうことをまずはっきり決めるというのがこのプロジェクトで特に必要なんじゃないかと思ふんですが、末木さんいかがですか。

○政府委員(末木風太郎君) びたり先生の御趣旨に沿った答えではないかもしれませんが、先ほど申し上げましたイベント研究会の報告の中に、実はこういう、何と云いますか、警告の文章があるんです。

それは、地方自治体がたくさん今イベントを企画しています。特に六十四年に市制百周年を迎えてたくさん競合するわけです。全部うまくいく

ろうかという不安があるわけですが、その問題に絡みまして、専門家の方の御指摘は、市制百周年のいろいろなイベントをやるときに、何をやるのか、その趣旨、その本質についてはそのやろうとする市当局が責任を持ってきちんと決めるべきである。そして、どうやるかということについては一切口を出さないで専門家に任せるべきである。ところが現実には逆であって、何をやらしたいでしようかということをして市の責任者が決めないで、専門家に相談に来る。そして、どうやるかということになると、素人が口を出す。これが非常によくないことであって、こういうことをやっているのではなからぬかという議論も研究会の席上ございまして、そういうことで、責任体制といいますが、先生おっしゃった責任体制の意味において、だれがどこに責任を持つかということ、イベントに即して言えばこうであるということがうたわれていて、まことにそのとおりだと思ふます。

民活の施設の企画、運営につきましても、いろいろバラエティーありますから、今のようにはすべしイベントと同じように単純に割り切れませんけれども、そういう意味において私は責任体制というの全部、何と云いますか、全体ひっくるめて単純にということじゃなくて、どこにだれがどういふふうな責任を負うかということをきちんとしていくことが大事なんじゃないかと思っております。

○木本平八郎君 非常によくおわかりになっていただいているのでありがたいですけれども、私は今の話を聞いていて思ったのは、この法案あるはこういうプロジェクトをやるといふことについて何よりも一番いいのは、お役人の頭が切りかわったということだと思ふんです。末木さんのような、そういうふうに変わっていただくということが今の時代に非常に必要なんじゃないかと、これはもうほかのときにも再三申し上げていますけれども、内需拡大とか産業構造の転換とか、

もうこれから日本というのは大変な変化に向かっているわけですね。そのときに、やっぱり頭の切りかえというか、考え方、発想の転換をしていただいているというので、私は非常に心強く思うわけですね。

そこで、私のこの問題に対する結論から先に申し上げますと、この際、あらゆるプロジェクトを一たん全部民間でやらしたらどうだろう、民間でやらしたらどうだろうという発想に一たん戻る。民間でやるためには、あるいはこういう点こういう点こういう点がぐあいが悪い、こういうネットワークがあるから民間ではやれない。例えば、民間の場合には、採算がとれないから、余りにもリスクが大き過ぎるといふふうなことで、やっぱりやれない。もししたら、そういう採算がとれない面は先ほどの、例えば金利に対する補給という問題もあるでしょうし、それからあるいは例えば私、一兆円ぐらいの金は民間企業で、一社で調達できると思ふんです。

ところが、やっぱりそれに対して入れる担保の問題もあるし、それからなかなか資金繰りの問題もある。仮に日本政府が保証してやる、そしてら一遍にこういう問題というのは解決しちゃうわけですね。日本政府はもう一銭の金も出さなくなつたて金が全部集まってくる。しかも、それは安い金利の金を集めるというのは大変なんですけれども、しかし海外からも調達する方法があるし、今現在、日本は非常に安いです。そういうふうなことで採算とれていく。それから、リスクが非常に大きいという。例えばこういうプロジェクトというの、リスクも大きくなつていく。

それから、不測の事態が生じるわけですね。例えば、建設中に地震でがらんと壊されたら、今地震に対して、これに保険をつけるというのは大変なことなんです。あるいは全然予想と違って、例えば車が一日に一万台通る予定だったところが、ほかの要因でもって三千台しか通らなくなつ

ちやつたと。そうすると、もうこれはどうしようもないわけですね。こういうふうなリスクがある。それから、住民パワーで反対運動——建設しようと思つてやっところやったら、そこで住民パワーが出てきてストップさせられちゃった。こういうふうな不測の事態に対する保険を政府が引き受けてやる。そうすれば、あと起こり得べき問題は、これは各企業で自分でちゃんとファイジビリティスタディーをやつて検討するわけですから、それで損したらまあ自業自得ですから、そういうふうな、私は保険を引き受けてやるというふうなことが非常にインセンティブになるんじゃないかと思ふんです。

例えば今の保証してやるか、保険を引き受けてやる、それで保険料を取ればいいわけですね。保証するならば保証料を取ればいいわけですね。私は、むしろ政府はこういうときもやっぱり考えずに、思ふんです。何も金出すことばかり考えずに、政府はこれを利用してもらうことを考えてもいいんじゃないかと思ふんですが、そういうふうな今の二つの保証とか保険とかということ、それ以外に何かこういうことを政府がやってやらないと、民間では進められないんじゃないかという何か要素がありましたら伺いたいんですが。

○政府委員(末木風太郎君) 先生がおっしゃいました保証につきましては、今の制度で産業基金整備基金が民間借入れについて保証を行うという制度になっております。これは、できるだけ活用されればいいと思ひます。

それから、保険につきましては、いかんせんまだこの事業は始まったばかりでございますから、いわゆる保険で言う大数の法則になじむのかどうかというのを見きわめるにはまだちょっと早過ぎるわけで、問題意識としてはそういうことも勉強してみたいと思ひますし、御承知のように保険会社は新種保険の開発には血眼でございますから、そういうパワーを活用するの、これも民間活

力の活用の一つでございますから、今後の勉強課題だと思ひますが、当面はちょっと三つの認定で

はいかがかと思ひます。

それ以外の方策につきまして、今お尋ねいただきましてお答えする知恵がございませんけれども、例えば政府ができませんこと、特に通産省のように予算の乏しい役所で従来やってきておりました一般論を敷衍した形で申し上げれば、例えば国際見本市のようなものにつきましても、海外にジェトロその他のネットワークを持っておりまして、そういったものを活用して、いかに海外からの見本市あるいはお客様あるいは出品者を誘致することにお手伝いできるか。ここではソフト面でございますが、そういう意味で、先ほどお答えしましたように、今のような例が一つの例ですが、ハード面に限らずソフト面につきましても知恵を絞っていくつもりではございません。

○本平八郎君 今おっしゃった見本市をやる場合も、確かにジェトロその他のネットワークがあるわけですね。しかし、私は失礼ですけれども、ジェトロさんの営業活動では十分な注文がとれないんじゃないかと思つておられます。私はまあ三菱商事出身ですから、はつきり申し上げて、それは三菱商事の方がよっぽどすばしく注文は集められると思つておられます。

だから、例えば三菱商事がというとなんかすけれども、まあある会社が、商社でもいいんですけれども、それがメッセ、見本市会場を一年間なら一年間運営を引き受けるということになりますと、これは海外のネットワークを使って必死になつて注文をとってくるわけですから、うんと効率よくやると思つておられます。だから、何とかそういうふうな運営を持っていく工夫はないだろうかという知恵を發揮するのがまず第一だと思つておられます。

それで、私ちよつと問題をもとに戻して、ここに二つの考え方があつておられます。例えばメッセのハードウェアをつくることですね、幕張でもいいんですけれども、そこへこういう大きな見本市会場をつくるということ、これのリスクと、

でき上がつてからの運営というものです。見本市会場なら、そんなにあえて二つに分けることもないと思つておられますけれども、まあこれは例として申し上げますと、見本市会場を何億円でかけてこへつくるというときに、それを民間がやる、大きなプロジェクトとします。そうすると、そのリスクを軽減してやるということ、あとはもう民間のリスク・アンド・アカウントでやらせるわけですね。それででき上がったものを、今度は例えばある商社なら商社がそれをリースで借りて、その運営をやっていく。それでリース代を払わなきゃいかぬわけですから、必死になつて海外のお客様を集めてくるというふうな、二つに分ける方法がまずあるんじゃないかということ。

それから、先ほど土地の問題をおっしゃいましたけれども、確かに現在の民間企業にとつては、土地というのは非常に魅力があります。しかし、この魅力は、私はやっぱり逆にいつたら困ると思つておられます。土地の高騰につなげていくんです。したがって、私は土地だけはやっぱり国ないし地方公共団体が持つていて、土地は借すんだと、それは借すというのは無償で借すことも含めてですね。そういうふうな発想に変えていった方がいいんじゃないかと思つておられます。いかがですか。

○政府委員(末木太朗君) 初めに、土地の問題でございますが、先ほど申し上げたのは、余り私がお得意でなかつた民間の方の御意見を御披露したわけでございます。私も、そういうふうな土地さえあれば民営プロジェクトでいいというふうな考えはあつたわけではございません。念のため申し上げたいと思つておられます。

土地の確保の仕方についてどういふのがいいかというところにつきましては、大変難しい問題でございます。先生のお指摘の点も十分承知しております。それからリースの問題でございますけれども、これもいろいろ研究すべき点がございますが、なかなか難しいと思つておられます。国際見本市が大規模になりますと、例えば一年ちよん切つてリース

に出すということが実際はなかなかできないわけだとして、例えば三年に一度のメッセというのは、その間例えば五月の第一週、第二週、これを三年ごとに埋めていつてしまふ、それから隔年に八月にやるメッセというのは、そこを埋めていつてしまふというふうな形になるんです。どういふふうな切つてリースをするかというのは、現実にはなかなか難しいかと思つておられます。要するに御趣旨はそういう形です。ソフトについてはもう一歩突っ込んだ民間活力、民間能力の使い方があるのではないかとこの御指摘と思つておられます。それは私も一生懸命勉強していただきます。

○本平八郎君 それで、私は今のこの構想を、これからのもちろん見本市だとか国際会議場、そういうものも非常に結構です。これいろいろおっしゃつておられますけれども、それ以外に、先ほど通りました――通つたと思つておられますけれども、リゾート法案ですね、ああいうもの、それから内需の拡大策に結びつけていく、あるいは構造転換に結びつけていくというのが私は非常に大事じゃないかと思つておられます。したがって、例えばこういう例がふさわしいかどうかは別にして、例えば今、釜石の問題が起ります。新日鉄があそこから引き揚げるんじゃないかとか、もう現実に高島町では三菱鉱業が引き揚げちゃつたわけですね。それから因島もまさにそういう同じような問題を抱えている。そのときに、これは私記憶は確かじやないんですけれども、光市が岩国か、あの辺で、帝人だつたんです。東レなんか引き揚げたときに、十億円ぐらい何か地元を引き揚げ料を払つたというケースがありました。

しかし、これからはそういうケースがたかさん出てくると思つておられます。そのときに、例えば引き揚げざるを得ない、しかしながら、それじゃその企業に、そこでこういうふうなリゾートだとかそういう転換にひとつ引き受けてもらつていくことも地域対策としては非常に大事になつてくると思つておられます。したがって、ただ単に成り行きに

任すんじゃないで、積極的に持ちかけて、少々のリスクがあつても企業に何とかやつてもらつとか、そういう積極策というのが私、非常に大事になつてくると思つておられます。したがって、ただ単にこういう民法法案というふうな方え方じゃなく、私も毎回申し上げておられますように、構造転換とか地域再開発とか、そういう点から積極的に取り組んでいただいた方がいいんじゃないかと思つておられます。局長いかがですか。

○政府委員(杉山弘君) 前回御審議いただいて成り立させていただきました産業構造転換円滑化法の地域活性化事業と申しますのは、実はそういうような趣旨で考えているわけでございます。私も具体的に聞いておられる例では、例えば広島県の呉市で行われているフェニックス事業というものにつきましても、これは地元の見本市も入つておられますが、むしろ縮小を余儀なくされておられます。IHI、石播の造船所があそこにごいまして、これの撤退済みでむしろ地域経済が不振に陥るのを何とか盛り上げようということ、それに対しては石播も協力をするという形でプロジェクトが進んでおられると思つておられます。地域活性化事業については、特に企業城下町的なところにつきましても、むしろそういうような形で事業が進むことが望ましいと思つておられます。そういう場合には政府としてもいろいろな面での助成を考えた方がいいと思つておられます。

○本平八郎君 最後に、大臣にお伺ひしたいんですけれども、大臣、企業経営に参加されておられる経験が――今も参加されておられるか知りませんが、やはりそういう意味において、これからは今一番日本は大事なときだと思つておられますけれども、民間のそういう発想とかリスクテイクとか、あるいはひつちやきになつてやるがむしろさとか、創意工夫というんですか、普通の創意工夫じゃなく、本当に知恵を絞つて出してくるというのか、そういうことが私もう非常に大事だと思つておられます。

しかも、政府は金がないわけですから、もう金を出さないなら口も出さない、むしろ今度は政府の側が逆に知恵を出すということが私は非常に大事じゃないかと思うんですね、これからこういうプロジェクトを進めていく上において。そういう点において、この法案に関して、あるいは今後の産業構造の転換とか内需拡大とか、そういうことをひっくるめて、こういう民間の活力、そういう本当の意味の民間活力を動員していくという点で大臣の御所見を承って、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(田村元君) こういう問題は、率直に言います、役人がよき意味のお手伝い、便宜供与をしなから、民間の経営努力、営業努力というものをとにかく大いに引き出すことだろうと思うんです。

実は、私は運輸相を担当したときに、国鉄を見ておりました、どうにもしようがないものですから、ある国鉄のOBではありましたが、一人民間へ行った人を呼び戻しまして、これに営業面なんかを担当させてみたんです。何と云っても、いかに民間へしばらく出たおつたといえても、人生の大半を役所で暮らした人ですから、期待ほどではなかったけれども、それにしては大変な違いだったんです。でございますから、こういう問題も、私、押さえるところは政府や地方公共団体がしっかり押さえないかぬにしても、思う存分民間のノーハウを発揮させたいだらう、このように思います。

○木本平八郎君 終わります。
○井上計君 本改正案については、けさほどから同僚議員からいろいろと詳細な質疑が行われておりますし、また我が党としてもこれは賛成法案でありますから、もう多く伺いすることはありません。ただ、感じますことは、これだけあらゆる面での変化が非常に激しい時代でありますから、この法案が成立しても、ある意味では試行錯誤的なことは今後とも当然あるであろう。したがって、朝令暮改とは言いませんけれども、やっぱり

現実に対応して、当然のことながら、一遍できた法律だからある程度は年数云々ということではなくて、必要とあらばどしどし改正をすることが必要であろう、こういうふうにご意見を承るので、この点については後ほどまたお答えをいたたくとして、特に要望しておきます。

そこで、この法案に関連します、今、木本委員からも質問が行われておつたようでありまして、若千重複しますが、第七号施設の東京湾副都心構想、これは十号、十三号埋立地がありまして、それから、五号施設に横浜のみならず、21国際ビジネス交流ゾーン、それから、大宮市の中枢都市圏構想等々、幕張メッセを入れますと、首都圏に同じようなといえますか、大規模な構想が四つあるんですね。そこで、ちよつと不安を感じておられるけれども、果たして首都圏にこれだけの大規模な展示場、国際会議場ができて、需要が伴っていくのであろうかという、先ほど木本委員からも、そういう点を懸念するんですが、それについてどうお考えであるのかということが一つ。

それからもう一つは、実は私が若干関係しております団体も、二年に一回、晴海の展示会場で、印刷ですけれども、国際的な総合機材展を開催しております。特に海外からの出品が相当多いんですが、今年の九月にやります。したがって、次は再来年の秋ということですから、ちよつとこの間聞きますと、ことしで晴海が最後になって、次は幕張に移るかも知れぬと言ったら、海外の出品業者が何か難色を示したというわけなんです。やはり東京というところに海外からの出品の魅力がある。それが何か千葉ではどうであろうか、こんなふうなことを言っておりました、さてどうしたのかなというところを実はつい先日、そんな話をしておりました。

それらを考えるときに、果たして四カ所、近くに、首都圏に四カ所同じようなものができて成り立つのかどうか、大丈夫であろうか、こんなふうなことをふつと感じたんですが、末木審議官、ど

のようなふうにお考えでありますか、ちよつと聞かせをいただければと、こう思います。

○政府委員(末木麻太郎君) 確かにその点は問題点の一つではあるかと思つて、ただ、現状で申しますと、今我が国最大の見本市会場でありまして、晴海ですが、これはシーズンたけなわのときには需要に応じ切れないで、開催日数を切つたりあるいは展示面積のカットをしていただいたりしている状況にございますし、それから晴海におきま

り切れないほどのものと規模の大きな見本市をやりたいというニーズも、既に国内にもあるのは先生御承知のとおりでございます。

そこで問題は、一番今スタートが早いのは幕張でございますし、恐らくその次が横浜、そして東京と続くんだろうと思つて、埼玉はまだ私どもは余り具体的に聞いておりませんが、それぞれのプロジェクトが具体化していく段階においてどのくらいの需要がないと成り立たないのか、今後詰めていく課題だと思つております。

しかし、目を世界に向けると、需要は非常に大きなものがあると思つて、国内の企業が海外のバイヤー向けにやる見本市だけ考えますと、比較的限られておるということにもなるかと思つて、それと、これからの大規模な見本市は、日本が世界の各国に見本市の場を提供する。特に、日本が置かれた地理的な条件からいまして、環太平洋の諸国に場を提供する。そして同時に、今先生ちよつと幕張の千葉の雰囲気のことおっしゃいましたけれども、大事なことは見本市だけではなくて、あわせていろいろのコンベンションをやる、そういうことで、多目的といえますか、多機能のファンクションをねらつていくということによって需要が大いに開拓できるのではないかと、潜在需要はかなりあるのではないかと、思つております。

ていく必要があるかと思つております。
○井上計君 おつしやることよくわかりました、またそういうふうにも感じられますが、そういうふうな懸念を持つておる、不安を持つておる人もあるということをもた御参考にしていただいて、今後の十分なる指導をお願いしたい、こう思つております。

それからもう一つ、これも先ほど田代委員から同じような御質問がありましたけれども、立派なものができて大変結構である、しかし立派なものをつくるためには相当な建設費その他の負担がかかります。そこで、展示場が非常に使用料が高くなるんですね。このいい例が大阪の南港、大立派なものができています。ところが、従来の展示場と比べますと非常に使いやすくなつていいますけれども、そのために使用料が何か倍近くなつて、それが実使用の需要が若干落ちたり、あるいはそれがまた出品する企業の負担増になつて、コストが高くなつておるというふうなことも聞いておるんです。これについてはいろいろとありま

すけれども、そのような面についてもかなり国がいろいろな面で参画する形になるわけでありまして、十分ひとつ御指導をお願いしたい、これは要望しておきます。特に御答弁要りません。そこで、大臣お疲れのところ済みませんけれども、法案とは違いますが、民活に関連をしてお聞きしたいと思つて、先般イラク空軍機がアメリカのフリゲート艦を、誤爆だそうでありまして、ミサイルで攻撃した事件、ペルシャ湾事件、大変問題になっておるんですが、アメリカの国内に日本やヨーロッパの石油ルートをとるために大きな犠牲を払つて守らなくちゃいけないんだというまた空気が再燃をしておる、これは新聞報道にもあります。

そこで、日本の非難をする、貿易摩擦等々、日本の大変な対米黒字等を非難するさらには大きな材料として、安保ただ乗り論ということも、相当またアメリカの議会筋でも言つておるようであり

ますが、大臣が先般のOEC Dの閣僚会議あるいはその他アメリカの高官等々とお会いになった感触からして、我々が知っている以上にそういうふうな面からしても日本非難ということが起きておるんではなからうかと懸念をするんですが、大臣どうお感じになっておられましたか、お差し支えなければひとつ。

○國務大臣(田村元君) 私は今まで幾たびか国際会議に出ておりますが、非常に単純明快な貿易インバランスあるいは市場開放、市場参入、あるいは内需の拡大というような問題は論じられました。防衛——イラクのあれはその後のことですが、当然議論の対象にはなるはずはないんですが、私が行きましたのはその前の話ですから。防衛問題等につきましては一切の議論がありませんでした。

○井上計君 最近また新聞報道等によりまして、かなりそれとこれとをひっかけてというふうなことが多分にあるようでありまして、いら立ちからしてそういうふうなことも起きておるといふふうなことを感じますと、より以上早く内需拡大によつてアメリカ側の理解、納得が得られるように努力をしなければいかぬと、こんなふう感じます。

そこで、これも新聞報道によりまして、OEC Dの試算、何か去年発表すると若干問題があるの、最近発表したとかというふうな書いてありますが、アメリカの赤字は五年後には一兆ドルになると、それに対して日本の累積の黒字は六千六百億ドルになるといふふうなことからして、さらに日米間の問題が激化するであろうというふうなことが新聞報道に出ておりますが、このようなOEC Dの予測どおりに進むと、もう貿易摩擦というものはそれこそ際限なく、さらにもっとひどくなるというふうなことを考えますけれども、いづれにしても思い切った内需拡大策をこの際、発想の転換によつてとつていかざるを得ない、こんなふうな思いわけであります。

そこで大臣に、これは特に要望し、期待するわけでありまして、

けでありますけれども、昨日も大臣は、通産省は景気担当省と言われましたね。確かにそうであるうと、こう思うんですね。きのう私は経企庁長官にも要望したんですけれども、何か大蔵省主導によつて現在の我が国の景気対策、景気浮揚対策が行われていっておるような感じを、私だけでなく、国民がほとんど持っておる。特に経企庁は大蔵省の何か下請か外局のようなことになって、経企庁本来の任務を達成してないんじゃないかというのをきのうは経企庁長官に強く申し上げておきました。そのために大臣が、これは通産大臣というよりも実力大臣として、大いにひとつこれから御努力をいただきたい、それらのことを二、三お願いをしたいと、こう思います。

内需拡大にいろいろな方法があります、今の法案の民法法のことについても民間の住宅、しかもできれば木造住宅の建設ぐらい内需拡大策に有効な手段はないわけですね。建設省が出しておる試算でありますけれども、木造住宅三十坪の建物をつくりまして、大体本体工事だけに二十三日目のセメントあるいは材木、台板等々を使って約一千百万円かかる、それに電気工事からあるいは台所、洗面具あるいは電気製品、その他じゅうたん、カーテン、さらに家具を入ると大変な品目を使うわけですから、これぐらい内需拡大に有効な手段はないわけですね。

ところが問題は、そこで宅地であるということになります。宅地供給については、これもしばしば言われておりますけれども、宅地の供給政策をどうするかというのを、もっと真剣にいろいろな法律改正あるいは制度改正等々やつていかなくちゃいかぬと、こう考えます。言われておりますように、新前川レポートも出ておりますけれども、市街化区域の農地の宅地並み課税をこの際やっばりせよ実施すべきだと、こういう意見もありまして、それから同時に、市街化区域の農地を持つておる人たちが宅地に転換、転売する場合に、やはり私は供給者に対して税の減免も考えてやらなく

ちやいかぬであろうと思っておりますけれども、まずこれらのことについて本格的に、これは他の省のことだからということではなくて、やはり通産省が本格的に取り組んでいただく絶対必要な時期だと、こう考えますが、大臣どうでしょう。

○國務大臣(田村元君) 住宅がすばらしい経済波及効果をもたらすというのは、もう仰せのとおりでございます。私も全く同感であります。実は先般、自分のことを申し上げるのは恐縮なんですけれども、建設省の次官や官房長、住宅局長等に私から強く進言いたしました。そして例えば一種住専の地域ですね、ここで高さの制限が十メートルだったんです。十メートルでございまして、半地下にしなければ三階建ては建たないんです。これを十二メートルにしたら立派に建つわけですね。十二メートルにしたらどうか。もし仮に十二メートルにしたならば、三、四年前に家を建てたやつをおつ壊してまた建て直すということだつてあり得ると、はっきり言つて、それを直剣に考へたらどうかと、これは実現いたしました。それから斜線ですね、斜線も道路だけの幅で斜線を引きますね、それを建物の前の前庭ですね、これも道路の中に入れて、そして斜線を引いたらどうか。これも実現いたしました。これでうんと違うと思つて、それから木造の三階建て、これも非常に強く迫りまして、これも大体うまくいきました。長屋式の三階建ても結構。ただ問題は、アパートの三階建ては、これは消防防がうんと言

うまいというわけですよ。若い学生や何かのひとり住まいで、たばこの吸殻はほうりつ放しで行く、アイロンをうっかり抜き忘れていく、それが木造ということになれば非常に火災の危険も多いというところで、それはどうだろうか。そういうこともございまして、これは実現しませんでした。いづれにいたしましても、私はつとに住宅建築こそ景気回復の先兵であるという考え方で今日までまいりましたし、それなりの進言、助言もいたしてまいりました。

ただ、今の宅地並み課税とか、そういう問題に

なりまして、これは農林水産省の立場もございましょうし、また当然線引きになれば建設省、国土庁、また大蔵省と、いろいろ絡みも出ますので、通産大臣である私が、いかに私見といえどもこれを申し上げることはばからなければならぬかもしれせんけれども、結論的に言えば、冒頭申し上げたのと同じ、住宅建築にまさる景気浮揚策はなしと断言しても言い過ぎではないと、このように思つております。

○井上計君 大臣のお説、もう十二分にございまして、また建築基準法の改正等々につきましては先般行われ、大いに私もこれによつてのかなり内需拡大が期待できるかと、こう思つておりますが、今たまたま三階建てアパート云々というお話がありました、これは消防法の関係で、けさたまたまテレビを見ておりましたら、NHKのニュースで言つておりましたが、京都大学が松下電器と共同研究の結果、燃えない木材を開発したということを報道しておりました。これは実用化されるのはいつか知りませぬけれども、すると、また今お話のような三階建ての木造云々ということも解決できるんじゃないかと。また木材需要の拡大という面から見ても大いに効果がある、こう思いますから、これからもそういう面に特に御留意をいただいて、これは他省庁との問題ではありますけれども、やはり農水省なら農水省だけに任せておつたのではなかなかな範圍を出ませんので、その点についてはお願いしたいと、こう思つております。

農水省の問題が出ましたが、これもきのう経企庁長官にも特に要請したんですが、現在は農水省の所管の中で民需拡大を阻外をしているものが相当あるんですね。幾つか挙げると、今の宅地並み課税、これはいろいろ問題がありますが、それもそうです。きのうもちよつと言つたんですけれども、食管法が、米の問題はこれはさておいて、麦の問題を食管法でくくつておるところにまた内需拡大を阻外したり、国内の中小企業を一層苦しめておるといふ問題が起きておるんです。

時間ありませんから、もう簡単に申し上げませぬけれども、外国の小麦の買入れ量が六十一年度、国内の小麦の買入れ量の、量からいうと五・三倍ある。ところが、円高によって外国の輸入小麦はトン当たり三万四千円、国内の小麦の買入れ価格は十八万四千円、約六倍近いですから、したがって金額からいうと、輸入金額と国内の買入れ価格、これは七十一億円という差しかないんですね。だから全くこれらのものが、非常にまあパンだとかあるいはその他小麦製品の円高差益の還元ができないという不満を起しておるといふことの一つの理由だと、こう思います。

それからさらに問題は、小麦は食糧法でくっけておられますけれども、小麦粉製品、ビスケットやマカロニや乾めん等の小麦製品は、これは自由輸入でありますから、したがって最近ではもうイタリアからアメリカ、デンマーク、イギリス等々からどんどん入ってくる。これが国内の価格の半分以下ぐらいである。だから、国内のこのような小麦粉製品をつくっておる中小企業は、事実上倒産も起きつつあるわけですね。六十年から比べると六十二年は非常にふえております。まだ百億円程度ではありますけれども、これは今後ますますふえる傾向にある。これらのこともやはり民需の、内需の拡大あるいは国内産業の安定、中小企業の安定を大要阻害をしておると思えます。

それから、大臣は運輸大臣を御経験でありますから御承知でありましょうが、現在の道路運送法が依然としてまだ非常に厳しい規制がある。そのために物流業界がなかなか問題を多く抱えておつても解決できない。そのためにやはり内需拡大の阻害ということも明らかであるわけでありまして、このような制度あるいは許認可、このようなものを、この際もう根本的に見直すということも早くやっつけていかなければ、なかなか内需拡大、内需拡大と言つても実効を伴わないというふうな面が多々できるのではなからうかと思ひますが、この点についてもぜひ大臣にひとつ格段の御努力を要請をいたしたいと、こう思います。時間がありませんからもう要請だけにしておきます。後でまたお答えいただければ結構であります。

それでは中小企業庁に、これまた要望であります。六十二年度の予算が成立が大幅におくれまして、そのために、中小企業関係の対策に支障が起きていないかどうか。若干の支障があったかと思ひますけれども、融資面その他、それは十分の御配慮をいただきたいと思います。これが一つ。

それから次に、内需拡大の一環として、近く人事院が各官公庁に四週六休制の実施を勧告するということが報じられておりますが、これはこれで大要結構だと、私はそう思います。ただ、そこで問題は、近く労基法の改正も行われるので、時間が、時間短縮によって従来から問題が起きている面で、中小企業に問題が起きているのが幾つかありますね。

その二つの大きな理由を取り上げますと、一つは、時間短縮によって従業員の収入が大幅に減る、それについての問題。したがって従業員から土日休日ということについての反対、時間短縮についてなかなかやつぱり依然として反対があるんですね、中小企業の従業員、それが一つ、それからもう一つは、下請企業等は親企業からなかなか休めるようなシステムにしてもらえない。もつと率直に言いますと、役所が金曜日の夕方五時ごろに印刷屋に原稿を出される。月曜日の朝校正を持ってこいというものがたくさんあるわけですよ、今は土曜日ですがね。だから、事実上中小企業が休もうと思つても休めないんだというふうなことをよく聞くんです。

だから、そういうふうな面で、中小企業庁として、中小企業の時間短縮、労働条件の改善について具体的に、これは労働省だけに任さないで、通産省とか、中小企業庁がもつとそういう面で積極的な方法あるいは指導をひとつお考えいただく必要がある、しかも早急にお考えいただく必要がある、こう考えますが、以上かいつまんで幾つか申し上げましたけれども、ひとつ中小企業計画部長からお答えいただければ結構です。

それから最後に、これは大臣、総体的にまた御感想あるいは御所見を伺えれば結構であります。以上です。

○政府委員(小林博君) 井上先生、第一点の本予算の成立がおくれたことに伴う支障がないようにせよという点は、特に下請中小企業についての融資を新年度の予算でお願ひしたわけでございますけれども、これが成立がおくれるということで、まあ五月には成立を見越して各県とも前広に相談をいたしまして、今早速トツプスピードで準備をしておりまして、六月早々に各県とも発足できるようにしたいというふうな考えをしております。

それから、二点目の時間短縮に伴う問題で二つ、特に下請企業が休めるようなシステムの構築をいかにすることについては、これは我々としても勉強をさせていただきます。確かに、時間の短縮そのものは、中小企業の経営者側にとつてもいろいろ難点があるというふうなことを、地方に参りますとよく聞くわけでございまして、けれども、労働者の収入減の問題あるいは下請企業の休めるようなシステムの構築の問題、勉強してまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(田村元君) いろいろお話がございましたので、私が若干自分で感想を抱いておる問題だけちょっとお答えしたいと思います。私は、運輸大臣のときに、運輸省の機構というものについて非常に疑問を感じました。最近よくなつたんです、結局運輸政策局その他でよくなつたんですが、従来の運輸省というのは、各局、各部が全部物流の商売がたきなんです。でございまして、しかも許認可というものが、私のときにこの間亡くなりました全日空の社長をしておつた中村大造君が事務次官でございまして、私のときに整理した許認可が二千件ぐらいたつたんですよ。それでもまだ何千と残っているんですよ。そういうことでございまして、余り私が言うところの本君が不愉快かもしれせんから、立ち入ったこととは言いませんが、

確かにそういう点では、物流というものの考え方というものは、これは運輸省だけじゃないと思ふんです。本来純粹の純理論からいへば、物流というものは運輸と通産が相談し、道路局を運輸省に入れなければ物流の一元化はできないんですよ、はつきり言ひまして、そういうこともございまして、そんな暴論を吐いたつてあれですが、これは大いに今後検討したいと思ひます。

それから、中小企業の労働条件の問題が、特に労働時間短縮、私、労働大臣のときに、週休二日制を提唱いたしました、定年延長と。さつきもおつしやうとおつたんです。中小企業だけに時間短縮せよ、週休二日にせよといつたつて、これは無理な話なんです。その前に、役所と金融機関が完全に休んでしまえば、これはもう中小企業といへども休まざるを得なくなるんです。時間短縮の場合は若干ちよつと意味が違つてきますけれども、でございまして、そういう点ではやはり官庁自体が真剣に考えるべきじゃないだろうかと。

この機会にちよつとお願ひをしておきますが、人事院に言わせると、通産省ぐらゐ労働条件の悪い役所はないんだそうです。とにかく、いつも真夜中にこうこうと電気がついておる。課長以上は早々うちへ帰るが、補佐官以下は午前様である。なぜだと聞いたんです。そうしましたら、平素はいろんな調査をしたり勉強したりあるいは書き物をしたりと。国会が始まると、先生方が質疑通告を前の晩にならないとしてくれないものだから、徹夜になるといふんです。やはり質疑応答を濃密にしようと思へば、イギリスじゃないですけど、あれに対しても、あらかじめ質問要旨をいただいで、それに対しても、例えて言へばそういうふうなことでございまして、まあさきよりは官庁のお話じゃございせんので、中小企業の確かに労働条件というものは思い切つた改め方をしなきゃならぬ。

ただ、その場合といへども、もう古い話でございましてけれども、私が労働を担当したときの知識

で申しますならば、それも一つ悩みがある。例えば、時間短縮という場合に、日給で働いておる人は泣くわけですね。それから、週休二日といったときに、中小企業はそれだけの合理化ができていませんから、そこで非常な苦痛を味わうことになるという。でございますから、世の中をよくする以外にないということなんですが、それにしても、やはり中小企業を助けるのは、今おっしゃったような労働条件の改善と同時に、あるいはそれ以上に内需の拡大をして景気をよくするということが必要ではないでしょうか。

○井上計君 どうもありがとうございます。終わります。

○委員長(前田勲男君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の改正法案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本改正案が、内需拡大の促進、対外経済摩擦の解消の名のもとに、大企業の大規模開発事業を支援するものであるからであります。

今回追加された施設は、マルチメディアセンター、インテリジェントビル、ワールドビジネスゾーンなど、いずれも大都市におけるプロジェクトに関連するものばかりであります。これらのプロジェクトは、大企業十四社の提案による東京湾臨海部副都心構想を初め、幕張メッセ、みなとみらい21など、財界主導でその利益中心に進められているものであります。

このような大企業本位の内需拡大策は、国際的にも後進的な住宅、公園、下水道などの生活基盤

の整備をおくらせるばかりか、一方では大都市における史上空前の狂乱地価に拍車をかけ、他方、異常円高などで壊滅的打撃を受けている地方との地域間格差を一層拡大するものであります。

反対理由の第二は、本改正案が大企業の利益優先の内需拡大策を進める一方で、自治体と住民には一層の負担と犠牲を押しつけることになるからであります。

民活法が特定施設建設に必要な資金確保、施設周辺地域の公共施設整備のための投資のツケを、もっぱら地方自治体、地域住民に回すものであることは、本委員会での審議で明らかにしたところであります。ところが、経団連など財界は、これでも不十分として、インフラ整備、建設費への利子補給金など、さらなる優遇措置を要求しているのであります。

かくのごとく異常円高で痛めつけられている中小企業、国民の苦しみをよそに、大企業だけに優遇措置を拡大する本改正案は、断じて認めることができないことを明らかにし、反対討論を終わります。

○委員長(前田勲男君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(前田勲男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田勲男君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(前田勲男君) これより請願の審査を行います。

第一三号水力発電施設周辺地域交付金の交付期間の延長に関する請願外二十九件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会におきまして慎重に検討いたしました結果、いずれも保留することに意見が一致いたしました。

以上、理事会の申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(前田勲男君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(前田勲男君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

う取り計らいます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時散会

第二号中正誤
ページ 行 誤
三から 三 使う 正

第三号中正誤
ページ 行 誤
一〇一から 九 御高尙 御高承 正

第五号中正誤
ページ 行 誤
一から 四 国務大臣 政府委員 正
二 高島鉦山 高島炭鉦

第九部 商工委員会会議録第七号 昭和六十二年五月二十六日【参議院】

二九

第九部

商工委員会會議錄第七号

昭和六十二年五月二十六日

〔參議院〕

昭和六十二年六月十三日印刷

昭和六十二年六月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K